

令和5年 第1回定例会

南種子町議会会議録

令和 5年 3月 1日 開会

令和 5年 3月 16日 閉会

南種子町議会

令和5年第1回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（3月1日）（水曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第2 会期の決定	6
1. 日程第3 議長諸報告	6
1. 日程第4 町長行政報告	7
1. 日程第5 令和5年度予算編成方針並びに提案理由の説明	9
町長説明	9
1. 日程第6 一般質問	13
1番 濱田一徳君	13
1. 観光客用宿泊施設の対策について	
2. 種子島農業公社脱退に関して	
1. 休 憩	24
2番 福島照男君	25
1. さとうきび栽培の安定的経営について	
2. 本町におけるヘルプマークの理解促進策について	
1. 休 憩	40
1. 日程第7 議案第1号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する 条例制定について	40
総務課長説明	40
質疑	41
9番 塩釜俊朗君	41
2番 福島照男君	41
討論	42
採決	42
1. 日程第8 議案第2号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する 条例制定について	42
企画課長説明	42
質疑	43

2番 福島照男君	43
討論	44
採決	44
1. 日程第9 議案第3号 南種子町再編交付金事業基金条例制定に ついて	44
総務課長説明	44
質疑	44
2番 福島照男君	44
討論	45
採決	45
1. 日程第10 議案第4号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例制定について	45
保健福祉課長説明	45
質疑	46
2番 福島照男君	46
討論	46
採決	47
1. 日程第11 議案第5号 南種子町河内温泉センターの設置及び管 理に関する条例の一部を改正する条例制 定について	47
保健福祉課長説明	47
質疑	47
討論	47
採決	47
1. 日程第12 議案第6号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正 する条例制定について	48
保健福祉課長説明	48
質疑	48
討論	48
採決	48
1. 日程第13 議案第7号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例制定について	48
税務課長説明	49

質疑	49
討論	49
採決	49
1. 日程第14 議案第8号 南種子町水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	50
水道課長説明	50
質疑	50
討論	50
採決	50
1. 日程第15 議案第9号 令和4年度南種子町一般会計補正予算 (第9号)	51
総務課長説明	51
質疑	55
9番 塩釜俊朗君	56
8番 小園實重君	57
討論	60
採決	60
1. 日程第16 議案第10号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第5号)	60
保健福祉課長説明	60
質疑	61
討論	61
採決	61
1. 日程第17 議案第11号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第5号)	62
保健福祉課長説明	62
質疑	63
2番 福島照男君	63
討論	63
採決	63
1. 日程第18 議案第12号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第5号)	63
保健福祉課長説明	64
質疑	64

討論	64
採決	64
1. 日程第19 議案第13号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予 算(第5号)	65
水道課長説明	65
質疑	66
8番 小園實重君	66
討論	66
採決	67
1. 休 憩	67
1. 日程第20 議案第14号 令和5年度南種子町一般会計予算	67
1. 日程第21 議案第15号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計予算	67
1. 日程第22 議案第16号 令和5年度南種子町介護保険特別会計予 算	67
1. 日程第23 議案第17号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計予算	67
1. 日程第24 議案第18号 南種子町水道事業会計予算	67
総務課長説明	67
質疑	70
保健福祉課長説明	71
質疑	71
保健福祉課長説明	71
質疑	72
保健福祉課長説明	72
質疑	73
水道課長説明	73
質疑	75
1. 日程第25 同意第1号 教育委員会委員の任命について	75
町長説明	75
質疑	76
8番 小園實重君	76
討論	76
採決	76

1. 散 会	77
--------	----

第2号（3月16日）（木曜日）

1. 開 議	80
1. 日程第1 議案第14号 令和5年度南種子町一般会計予算	80
1. 日程第2 議案第15号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	80
1. 日程第3 議案第16号 令和5年度南種子町介護保険特別会計予算	80
1. 日程第4 議案第17号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算	80
1. 日程第5 議案第18号 令和5年度南種子町水道事業会計予算	80
産業厚生委員長報告	80
総務文教委員長報告	84
質疑	88
8番 小園實重君	88
討論	89
採決	89
1. 日程第6 発委第1号 南種子町議会の個人情報保護に関する条例制定について	91
議会運営委員長報告	91
質疑	92
討論	92
採決	92
1. 日程第7 委員長報告（産業厚生委員会・所管事務調査）	92
産業厚生委員長報告	93
採決	93
1. 日程第8 委員長報告（自衛隊施設誘致調査特別委員会）	94
自衛隊施設誘致調査特別委員長報告	94
1. 日程第9 閉会中の継続調査申し出	99
採決	99
1. 閉 会	99

令和5年第1回南種子町議会定例会会期日程

3月1日開会～3月16日閉会 会期16日間

月	日	曜	日 程	備 考
3	1	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 令和5年度予算編成方針並びに提案理由の説明 4. 一般質問（2名） 5. 議案審議 (1)条例 8件（議案第1号～第8号） (2)予算 10件（議案第9号～第18号） (3)人事 1件（同意第1号）
	2	木	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会（予算審議）
	3	金	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会（予算審議）
	4	⊕	休 会	
	5	⊕	休 会	
	6	月	委 員 会	議会運営委員会
	7	火	休 会	
	8	水	休 会	
	9	木	休 会	

10	金	委員会	総務文教委員会・産業厚生委員会 自衛隊施設誘致調査特別委員会
11	⊕	休 会	
12	⊕	休 会	
13	月	休 会	
14	火	休 会	
15	水	休 会	
16	木	本 会 議 (閉 会)	1. 令和5年度予算審査委員会報告（報告－採決） 2. 発議（条例制定） 3. 委員長報告（2件） (1) 産業厚生委員会 (2) 自衛隊施設誘致調査特別委員会 4. 閉会中継続調査（所管事務調査）

令和5年第1回南種子町議会定例会

第 1 日

令和5年3月1日

令和5年第1回南種子町議会定例会会議録
令和5年3月1日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 令和5年度予算編成方針並びに提案理由の説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第1号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第2号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第3号 南種子町再編交付金事業基金条例制定について
- 日程第10 議案第4号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第5号 南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第6号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第7号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第8号 南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第9号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第10号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第11号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第12号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第13号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第14号 令和5年度南種子町一般会計予算

- 日程第21 議案第15号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第22 議案第16号 令和5年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第17号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和5年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第25 同意第1号 教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

- | | | | |
|-----|--------|----|---------|
| 1番 | 濱田一徳君 | 2番 | 福島照男君 |
| 3番 | 廣濱正治君 | 5番 | 名越多喜子さん |
| 6番 | 柳田博君 | 7番 | 大崎照男君 |
| 8番 | 小園實重君 | 9番 | 塩釜俊朗君 |
| 10番 | 広浜喜一郎君 | | |

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 局長 | 園田一浩君 | 書記 | 山下浩一郎君 |
|----|-------|----|--------|

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

- | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------------------|---------|--------------------------|--------|
| 町長 | 小園裕康君 | 副町長 | 小脇隆則君 |
| 教育長 | 菊永俊郎君 | 総務課長兼
選挙管理委員会
事務局長 | 羽生裕幸君 |
| 会計管理者
兼会計課長 | 才川いずみさん | 企画課長 | 稲子秀典君 |
| 保健福祉課長 | 濱田広文君 | 税務課長 | 西村一広君 |
| 総合農政課長 | 羽生幸一君 | 建設課長 | 河野容規君 |
| 水道課長 | 向江武司君 | 保育園長 | 河野美樹さん |
| 教育委員会管理課長兼
給食センター所長 | 松山砂夫君 | 教育委員会
社会教育課長 | 濱田伸一君 |

農業委員会 山田直樹君
農務局長

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから令和5年第1回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、大崎照男君、8番、小園實重君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月16日までの16日間にし
たいと思います。御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 意義なしと認めます。したがって、会期は本日3月1日から
16日までの16日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局
長。

○事務局長（園田一浩君） 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付しておりますので、お目通しいただきたいと思いま
す。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和4年11月分から令和
5年1月分までを配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、令和4年12月8日から令和5年2月
28日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたしま
す。

まず、議長会等の会議等ではありますが、2月9日、全国離島振興市町村議会議長

会令和4年度第2回総会が東京の全国町村議員会館で開催され、離島振興法の一部を改正する法律の成立に関する報告と令和5年度事業計画及び収支予算が原案可決されました。

次に、2月17日県町村議会議長会第74回定期総会が鹿児島サンロイヤルホテルで開催され、令和3年度決算の承認と令和5年度事業計画及び予算等が提案され、原案可決しております。

また、奄美群島振興開発特別措置法の延長・拡充に関する特別決議外11件が、それぞれ採択をされました。

同日、同会場で、県離島振興町村議会議長会定期総会が開催をされ、令和3年度決算の承認と令和5年度事業計画及び予算が提案され、原案可決されております。

次に、一部事務組合関係であります。2月20日に、令和5年熊毛地区消防組合議会第1回定例会及び令和5年種子島産婦人科医院組合議会第1回定例会が、2月24日に、令和5年中南衛生管理組合議会第1回定例会及び令和5年公立種子島病院組合議会第1回定例会が、2月27日には、令和5年県市町村総合事務組合議会第1回定例会が開催され、各定例会で、一部事務組合の令和4年度の補正予算及び令和5年度予算並びに個人情報保護条例等関係条例案が提案され、それぞれに承認、原案可決されております。

次に、その他の会議であります。2月17日に、令和4年度第2回種子島屋久島振興協議会総会が鹿児島市のホテルで開催され、令和5年度事業計画及び予算が提案され、原案可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告2件について申し上げます。

令和5年度第28期宇宙留学生の状況について御報告いたします。

第28期宇宙留学については、137人の児童生徒の応募があり、うち家族留学41世帯65人の応募の中から、関係者の御協力により、里親留学24人、家族留学20世帯30人、親戚留学2世帯2人、合計56人の受入れを決定したところでございます。昨年度より7人増え、家族留学においては17世帯から3世帯増の20世帯となり、年々増加傾向にあります。

学校別では、荃南小学校8人、西野小学校7人、大川小学校7人、島間小学校

6人、平山小学校11人、花峰小学校5人、長谷小学校6人、南種子中学校6人の受け入れ予定となっております。

第27期で受け入れた子供たちは、コロナ禍ではございましたが、特色ある学校行事のほか、ロケットの打ち上げ見学や、種子島小旅行など充実した留学生活を送っており、地元の子供たちも、留学生との交流を通じ、自分たちの住む南種子町のよさを再発見するとともに、全国に友達ができることの喜びを感じ取っておられるようであります。

また、本年度留学生の残留者は8世帯12人、家族を含めると24人が、本町にそのまま居住する予定でございまして、家族留学がスタートいたしましからの累計では、20世帯59人、うち留学生30人の定住が促進されたことになっております。

宇宙留学制度は、今後も地元の子供たちと留学生の子供たちが、お互いに切磋琢磨しながら勉強や運動に取り組むことで、教育の相乗効果が期待されるとともに、定住化にもつながるものと考えておりまして、現在、移住定住促進住宅整備事業にも取り組んでおりますので、さらに促進をしてみたいと存じます。

次に、観光物産館敷地内の有限会社大和インギーの里コンテナハウス設置に伴う許認可について、現在までの状況を御報告いたします。

2020年10月19日に、有限会社大和インギーの里より、観光物産館駐車場においてプレハブコンテナを設置し、串焼き等インギー地鶏の特産品販売を行いたい旨の行政財産使用許可申請が提出をされ、受理をいたしました。

同月21日に、観光物産館運営会議会長より、この申請に関して意見を聴取し、「申請者は運営会議会員であり、また設置目的が特産品の普及販売でもあり支障はない。他の会員より同様の申請が提出された場合も町として同様に取扱いしてほしい」との回答があったところでございます。これを踏まえ、町として許可に問題ないものと判断し、同月23日に南種子町公有財産管理規定第17条第1項第1号の規定により許可をしたところでございます。

しかし、翌2021年4月12日付で、行政財産である南種子町観光物産館、トンミー市場の駐車場にプレハブコンテナの設置を許可したことが違法との趣旨の内容で住民監査請求が町監査委員へ提出されました。

この請求が提出された後、2021年5月25日に、鹿児島県町村会顧問弁護士事務所に出向き、相談を行ったところ、今回の案件は、観光物産館を利用するものための特産品の普及啓発を目的とした売店であり、厚生施設に該当すると判断できる。また、利用者からのプレハブ設置に関して苦情等届いていないことから用途目的を妨げているとは言い難いとのことから、今回の案件に対する違法性は全くないとの判断をいただいたところでございます。

同じように、本町監査委員においても、2021年5月28日に、鹿児島県町村議長会顧問弁護士事務所に出向き、相談を行い、本町監査委員も違法性はないとの判断を下し、2021年6月3日に監査請求を棄却しております。

その後、2022年12月中旬から店舗が稼働されておらず、また、特産品以外の商品を販売していることを確認し、行政財産使用許可目的に反している状況であることから、2023年1月6日付で業務改善計画書の提出を依頼し、1月末日までの提出期限としておりましたが、期限内に提出がなかったため、2月1日付で行政財産の使用許可の取消しを行い、2月24日までに原形復旧するよう通知をしたところでありましたが、撤去されなかったために、さらに、先日2月27日付で、プレハブコンテナの撤去について再通知をしたところでございます。

これまでの経緯に納得がいかず、いろんな御意見を言われている人もございますが、これにつきましては60日以内に不服申立てができるようになっておまして、本日現在で不服申立書の提出はなく、原形復旧もされていない状況であることから、町といたしましては、今後も法律に基づき、しっかりと対応をしてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第5 令和5年度予算編成方針並びに提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の議案第1号から議案第18号及び同意第1号の計19件を一括上程します。

令和5年度予算編成方針並びに提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について申し述べたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大から約3年が経過いたしました。本町及び種子島においても、この3年間、町民の皆様、医療、保健、福祉関係者の御協力をいただきながら幾度となく感染拡大の波を乗り越えてまいりましたが、感染者数はいまだ増減を繰り返し、今後の見通しは不明確な状況でございます。

先日、国において新型コロナを2類感染症に相当する「新型インフルエンザ等」から外し、5類感染症とする方向性が示されました。これからは、いわゆるアフターコロナと言われる段階に移行することになりますが、一日でも早くコロナ前の日常が取り戻されることを期待するところでございます。

それでは、令和5年度における予算編成方針及び各議案の提案理由について御説明申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件8件、予算案件10件、人事案件1件の計19件でございます。

まず、令和5年度一般会計、特別会計、水道事業会計における予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増してきているところであります。

国における令和5年度予算編成は、令和4年度第2次補正予算と一体として、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、各成長分野への大胆な投資等による新しい資本主義の加速や、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリ張りの利いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指しております。

しかしながら、地方財政を取り巻く環境は、いまだに厳しい状況にあり、国の政策によって影響を受けることから、その状況を常に注視しつつ、健全な財政運営を図りながら、町全体の均衡ある発展と町民福祉の向上に努めていかなければならないところでございます。

こうした中、令和5年度は、町長及び町議会議員の改選の年でありますので、当初予算につきましては、骨格予算として編成いたしました。

まず、一般会計については、人件費、公債費等の義務的経費、物件費、補助費等の経常的経費を中心に計上し、政策的なものについては、当初計上でないとその目的が達成されにくいもの、あるいは行政執行上、支障を生じるとと思われるものを計上いたしております。

投資的経費につきましては、継続事業など最小限にとどめ、新規事業については、今後の補正予算で対応することにいたしております。

このような基本方針に基づき編成をいたしました令和5年度一般会計予算総額は53億8,000万円となり、前年度当初予算と比較して7.9%の減となりました。

また、特別会計においては、国民健康保険会計が8億3,656万5,000円で8.4%の減、介護保険会計が7億2,300万円で1.5%の減、後期高齢者医療保険会計が9,491万5,000円で0.2%の減となり、特別会計総額で16億5,448万円となったところでございます。

水道事業会計につきましては、事業活動に伴う収益的収支は、収入が2億4,251

万円で、支出は2億5,162万2,000円となっております。資本的収支は、収入が1億6,922万5,000円で支出は2億5,458万7,000円となりました。

それでは、一般会計の概要について申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

町税につきましては、令和4年度実績見込みと町内経済状況を勘案し、前年度比9.1%増の8億849万7,000円を計上しております。

次に、地方譲与税等の交付金については、令和4年度実績見込みと地方財政計画などを勘案し、前年度比3.0%増の2億189万2,000円を計上しております。

次に、地方交付税については、算定方法改正等の諸要因を勘案し、前年度比2.0%減の24億円を計上しております。

次に、国庫支出金、県支出金については、国県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上しているところでございます。

次に、繰入金については、減債基金、財政調整基金、目的基金などから総額で前年度比23.6%減の3億4,436万2,000円を繰り入れることといたしております。

次に、町債については、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置のある有利債を活用することとし、前年度比51.5%減の2億4,070万円となっております。

その他の歳入についても、従来の実績等を勘案し、見込額を計上したところでございます。

次に、歳出であります。義務的経費については25億3,913万3,000円で前年度比0.8%の減となっております。これは扶助費の減が主な要因となっております。

次に、投資的経費については2億9,376万6,000円で前年度比54.6%の減となっております。

主な事業といたしましては、前年度からの継続事業である恵美之江線道路改良事業、轆之牧線道路改良事業、生活道路対策事業、上中西之線交通安全対策事業、本町共栄線災害防除事業であります。

次に、その他経費については25億2,710万1,000円で前年度比3.3%の減となっております。

主なものといたしましては、ふるさと納税受注管理業務委託料、公立種子島病院組合負担金、熊毛地区消防組合負担金、介護保険特別会計繰出金、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金などがあります。

以上、令和5年度の一般会計補正予算の概要について述べましたが、特別会計、水道事業会計を含め、詳細については、後ほど予算審議の折に御説明申し上げます。

次に、条例案件について御説明申し上げます。

議案第1号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。組織機構の再編として、町健康・福祉、生活環境政策の強化のため、「福祉事務所」を「保健福祉課」から分離し、「保健福祉課」を「暮らし保健課」に改めるものでございます。

議案第2号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。下中里住宅改修工事が完了見込みのため、4月から入居開始となる空き家の設置と家賃を追加するものでございます。

議案第3号は、南種子町再編交付金事業基金条例制定についてでございます。駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づき交付される再編交付金を有効に活用していく必要があることから、新たに基金を設置するものでございます。

議案第4号は、南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に準じて、安全計画等の規定を設けるため、所要の規定を改正するものでございます。

議案第5号は、南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。家族湯の利用促進を図るため、家族湯の使用料等の見直しを行うものでございます。

議案第6号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。出産育児一時金の総支給額を50万円に引き上げるため所要の規定を改正するものでございます。

議案第7号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第8号は、南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。給水区域について見直しを行うため、所要の規定を改正するものでございます。

次に、議案第9号から議案第13号の令和4年度補正予算について概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額について補正するもので、1,994万5,000円を追加し、予算の総額を65億8,713万4,000円とするものでございます。

特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算については、いずれも各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額について補正するものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてでございます、前任者の退職に伴い、新たに選任するものでございます。

以上、令和5年度における予算編成方針及び提案理由の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、令和5年度予算編成方針並びに提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○1番（濱田一徳君） おはようございます。日本国中が大きな夢と期待を寄せてH3ロケット初号機の打ち上げが、延期を繰り返した末に先月17日、発射寸前で打ち上げ中止となりました。特に、見学に訪れていた観光客にとっては、とても残念だっただろうと思います。

一方、これまで一緒に苦勞してきたスタッフと共に国民の期待を一身に受け、第1弾ロケットの主エンジンに点火した直後に異常を検知し、中止の決断を下した指揮官にとっては、断腸の思いであっただろうと推測いたします。

あの段階で、誰もがロケットは上がるだろうと確信していたと思いますが、指揮官は最後まで冷静に、全てのコンピューター機器、そしてスタッフの一挙手一投足に全神経を集中し、瞬時に状況を判断した指揮官には、心から敬意を表したいと思います。次の打ち上げでは、日本の底力を全世界に示されることを期待したいと思います。

それでは、ロケット打ち上げと観光客に密接する関係のある宿泊業施設関連の質問をいたしたいと思います。

まず1点目ですけれども、H3ロケット初号機の打ち上げを見たいけども、泊まるところがなく、種子島に行けなかったという声を聞きました。報道によると、約1,000人が種子島を訪れたといいますが、この人数が観光客の数字なのかどうかは不明であります。現在、馬毛島の自衛隊基地建設関連で、島内の宿泊施設は常に満杯状態とも聞きます。また南種子町にあっては、ロケット打ち上げのたびに打ち上げ関係者の予約でいっぱいとなり、観光客が泊まれる場所が少ないとも聞きます。

そこで、この数年間のうちにホテル、旅館業の廃業が数件ありましたけども、ま

ず観光客の宿泊実態を把握されているのかということでお尋ねをいたします。正確な数字などは必要ありませんが、観光客などからの問合せなどについて、分かる範囲でいいですので、町長が耳にしている実態、あるいは観光協会などからの報告などについて答弁をお願いします。

また、併せて、ホテル・旅館業組合の実態と、観光客対象の客室は十分確保されているのかということについても、分かる範囲で答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

ホテル、旅館等の閉鎖につきましては、御承知のとおり、令和元年からホテルが1施設、それから昨年には旅館等が2施設廃業をいたしまして、本町の観光産業にとっては大変大きな痛手となっているところでございまして、現在、宿泊予約ができない状況から、県内外より宿泊施設確保の多くの要望が寄せられている状況でございます。

宿泊実態につきましては、現在、町内に33ホテル・旅館等の宿泊施設があります。本町に訪れた観光客数は、観光統計による数値でございますけれども、令和元年が30万500人、令和2年が19万7,500人、令和3年が20万4,000人、令和4年が21万7,700人となっているというふうなことのようにございます。宿泊者数は、令和元年が4万3,000人、令和2年が4万3,200人、令和3年が5万1,000人となっているようにございまして、やっぱり、この3年間、コロナ禍の影響や、令和4年からは、この馬毛島の基地整備による影響なども出ているところでございます。

また、このホテル・旅館業組合の実態と観光客対象の客室等が十分確保されているかという御質問でありますけれども、令和4年12月に南種子町旅館組合に対して調査を行っているようにございまして、馬毛島の自衛隊関係者及び宇宙センターの整備等建設関係者、それから、島間発電所建設関係者等が宿泊施設を押さえられているようにございまして、また、ロケット関係者の仮押さえにより満室の状態が続き、観光客等の宿泊予約ができない状態になっているというふうにお聞きしております。観光客を対象とした客室は、現状としては全く確保されていない状況であるようにございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 南種子町にとって、昭和43年、47年に前の南種子町長でありました濱田藤太郎町長、当時の町長が、高度成長期の波に押されて、工業地帯として南種子町を発展させるのか、あるいは観光業として、この豊かな自然を残して南種

子町を発展させていくのかという、その決断で、環境保護条例とか、あるいは、前之浜、竹崎、あの間の門倉、前之浜ですね、ここの環境条例なんかを制定したという議事録を見た覚えがあります。

この観光にとっては、南種子町にとっては、本当に、やはりこの美しい自然を残して、そして我々の時代じゃなくて我々の子孫の時代まで残していくという、そういう対策が必要じゃないかなという思いでいっぱいでございます。

したがって、今町長の答弁でもありましたように、観光客が泊まる施設がないというのは、非常にこれは問題じゃないかなと。今はいいですよ、我々の時代はいいです。だけど我々の子孫の時代になったときに、自衛隊の馬毛島基地ができて、種子島には自衛隊基地はあるけども、旅行に行くにも泊まる場所もないというようなそういう状態になったとき、我々のこの今の南種子町の実態は、非常に寂れていくんじゃないかなと危惧しているところであります。この気持ちは町長も一緒だろうと思うんですけども、何とかしないといけないなという思いでいっぱいでございます。

それでは、次の質問としまして、この宿泊施設確保として、ホテル・旅館業組合などとの連携は十分かということでお伺いしたいと思います。今後、H3ロケットの打ち上げや、馬毛島の自衛隊基地建設などに起因して、ますます観光客の増加が見込まれます。私は種子島の観光業にとっては、今が絶好の機会であり、これを利用して観光客を呼び込む対策を真剣に考えるべきだと、そのように考えております。

確かに、今現在、ホテルや旅館などの宿泊施設は満杯状態で、これ以上はどうしようもないというそういう考えられ方も分かるんですけども、これが4年先、5年先、馬毛島の関連工事が終了したときに、よしこれから観光客相手の商売をやるぞといったところで、一度離れた客を呼び戻すのは容易なことではありません。考え方によっては、ホテル・旅館業者などにとっては、南種子町はロケット関係の人が宿泊してくれる、あるいは工事関係の人が宿泊しているから大丈夫だと思っている人もいるかもしれませんが、先ほどから言いますように、南種子町全体の発展を考えた場合、果たしてこれでいいのかなという疑問であります。

南種子町の発展を考えるなら、仕事で長期滞在する宿泊客や、あるいは短期宿泊滞在の宿泊客とは切り離して、やはり観光客相手の宿泊所を十分に確保する必要があると思っております。そのためには、商工会あるいは観光業者、ホテル・旅館業組合、行政、議会も含めて、これが官民一体となった取組が必要じゃないかと考えます。これらの組織と行政との連携について、今現在、どのような連携をなさっているのかお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えいたします。

まさに議員がおっしゃられるようなことが、今、本町でも起こっておりまして、今後を見据えたときに、本町のこの観光での受入れの在り方として、こういうことをしっかりと考えていかなければならんと思っております。

1月、2月のロケット打ち上げの際に寄せられました宿泊施設の予約の問合せが、かなり多い状況でありました。また、予約が取れない状況であるがために、車中泊やキャンプ泊が、過去の打ち上げよりも多かったように感じられたところであります。

また、企画サイドにおいて、旅館業からアンケート調査を行っておりますが、その調査等においては、町主催のイベント等には積極的に参加協力をし、町内に多くの宿泊者を受け入れるが、そのため行政、ロケット関係者の連携を図って、打ち上げ期間と重ならないよう情報交換を行っていただきたい旨の要望が来ております。

しかし、ロケット打ち上げが順調に、この後、H3が成功し、推移をいたしますと、今後、年間打ち上げは増えますので、そういったことから、これを調整を全てしていくというのは解決は非常に難しい問題であるというふうに認識をしております。

今回も打ち上げが延びました関係で、今現在、大変な御要望が来ております。町と旅館組合が一体となってホテルを誘致することに対しましても、この調査結果によりますと、組合としては反対であるということでもあります。行政側が誘致するのであれば、やむを得ないとの考えであるためということでもありますので、私どもとして、今現状としては、ここで連携を図って、このホテルの誘致だとかこういったものを対策を取るということは非常に現在は難しいというふうに捉えております。

現時点で、先ほど申し上げましたが、今回打ち上げが今延びている関係で、そしてまた今回のロケットコンテストがあります。このロケットコンテストには、毎年、全国から学生さんたちが400名を超える方がこちらにおいでいただいて、5日間の大会期間ですので、大体長い方で1週間ほど滞在をするわけですが、本町だけにとどまることは、今できていないと思っております。

しかしながら、やっぱり本町に来ていただきたいので、現在ある施設を利用していただくということで、令和4年度において、議会でもお認めいただきまして、本町に宿泊される方については本町からの助成をすることをさせていただいたところでもあります。

そういうこともありまして、現在、今度の場合は、コンテストの影響がありまして、JAXA、三菱さんなど、この今打ち上げに関わるスタッフさんが、また入ってくるわけですが、130名を超える打ち上げスタッフの宿泊先が確保できな

いということでもあります。それで、町のほうにも要望が来ておりますから、町といたしましては臨時的に公共施設への宿泊の要望がありましたので、これはしっかりと町で対応をすることといたしております。

そして今現在、調整をしながら、そしてまた、旅館組合のほうも寝具だとかそういうものに協力をいただけるようなことで、今動いているようなことをお聞きしておりますので、ここはここでしっかりと対応をやってまいりたいと思います。

また、先般、どこの新聞だったか分かりませんが、町がホテルを誘致しているような一部の新聞報道があったようですが、町が積極的にこの誘致に乗り出しているという事実は、今のところはありません。

しかしながら、現在、私どものほうに、こういう状況はいろんなところで私もお話ししますので3件程度、いろんなタイプのホテルとかそういった提案等のお話が来ているのは事実であります。今、日本国内にないような、自然とマッチしたタイプであったり、いろいろございます。それはそれで具体的なものが、今後示され、可能性があるようでありましたら、議会、そして旅館組合にも御説明を申し上げ、御意見を賜りたいと考えているところであります。

町といたしましても、現状を一刻も早く打破できるよう努力をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 現状がとても厳しいというのは、よく分かりました。

旅館、あるいはホテル業にしても、今現在、この南種子町で、やはり十分な従業員が確保できるかとなれば、またこれも一つの大きなネックになっているんじゃないかなと思います。ですから、今の現実に旅館を営まれている方、ホテルを営まれている方、この方たちの気持ちというのも十分分かるところでございます。

しかしながら、先ほども言いましたように、これは、やはり町全体で、特に商工会長さんなんかをお願いして、どうかこのプロジェクトなりつくるなりして、南種子町の発展のために何らかの対策をとってほしいなというふうに考えるところでございます。

また、私も自分でこういう質問をする以上は、できる限りの協力はしたいと思いますので、そこは町長、また各団体に働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

いろいろと、この観光業に関しても、また別な質問なんかもあるんですけども、今回は先ほど町長も言われたように、町長選挙、あるいは議員選挙もあります。私が6月の議会にここに立っているという保証もありません。ですから、今回この特に気になったこの観光業、この質問をしたんですけども、次の機会がありましたら、またいろいろと提案もさせていただきたいと思います。

次の2番目の質問に入りたいと思います。

種子島の農業公社脱退に関してということで、このことに関しましては、町長及び総合農政課長から、議会に対しても十分な説明がありました。議会としても、農業公社の実態から脱退もやむなしとの結論で賛成した経緯もあります。

現在、町独自の農業公社設立に向けて取り組んでいることと思いますけども、農家の皆さん方にとってはいろいろと不安な面もあると思います。議会としても、脱退に賛成した以上は、これまでよりもすばらしい組織を立ち上げてほしいなと思っているところでありまして、事務局とよく連携してすばらしい組織づくりになることを願ってやみません。

組織づくりの進捗状況などにつきましては、次回、機会がありましたら、またお聞きしたいと思いますけども、今回は、身近な問題として、次の2点について取り上げてみました。

まず1点目が、きび農家の刈り取り補助金について、来年度以降の考えを伺いますということで、さとうきびの刈り取り価格の値上げに対して、今年度に限り、1トン当たり1,000円の補助金を出すということで、私たちも予算を通しました。本年度は補助金を出すということで、前年度とあまり変わらないと思いますけども、来年度以降が全く先が見えない状態で不安を抱える農家もいると思います。

余談になりますけども、ロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎましたけども、これは他国の問題ではなく、私たちの日常生活にもじわりじわりと影響をもたらしてきております。

身近な問題では、肥料や牛の飼料などの値上がりは、皆さん方も話に聞いて実感していることだと思います。1月の末に議会で、地元選出の森山衆議院議員を訪ねました。森山衆議院議員が肥料や飼料については3月までは手当てしているが4月以降は、まだ決まっていないと。さとうきびについても、今は制度で支えられているんだけど、今後はどうなっていくか分からんというような話をされました。2月以降、国において何らかの決定がなされたかどうかは、私もまだそこまでは確認はとっておりませんが、町としても何らかの対策が必要になってくるのではないかなと思っています。

この肥料などの値上がり、刈り取り価格の値上げなど、農家にとっては大変な問題です。そこで、町長もまた選挙を控えての答弁で、こうしますとは言えないと思うんですけども、ある程度、今現在、こういうことも考えていますよというのがあれば、聞かせてもらいたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

12月議会行政報告でも報告をいたしました。種子島農業公社については、やむなく離脱をいたしました。議員も御理解いただいております。おっしゃるとおりであります。離脱をいたしましたので、このさとうきびの収穫作業を、まずは混乱なく、しっかりと、全農家分を取り残すことなく受託をして、刈り取りを終えられるようにということで取組を始めております。

そして、令和4年度産さとうきびについては、低単収対策と機械収穫料金の引上げなどに対応する分ということで支援対策を行い、取り組んでいるところであります。

これは、いろんなこの関係者が集まって御意見を聞かせていただきましたが、なかなかこれまでの公社の中においても、うまく行っていない部分がかかなりあったというふうに、私は理解をしております。

そういった中で、刈り取りをやる方々、利用組合の方々が、やればやるだけ赤字になるような状況でも、これはこのまま放置するわけにはまいらないのだろうというふうに私は思っております。そういうことから、今回離脱をいたしましたので、こういう対策を令和4年度については取ったところであります。

令和4年度の対策として、これを打ち出しましたので、新年度において、ここはどうなるかということは、今、明言することはできませんが、来年度以降の支援対策については、現在のところ夏秋春植えのさとうきび栽培で取り組んでいる国の事業等がございまして、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のさとうきび生産性向上緊急支援事業など、こういったものを引き続き活用しながら、いろんな状況を把握しながら、その状況に応じて検討をしてみたいと思います。

この農林水産関係については、やっぱり物価高騰、資材高騰等の影響がかなりあると思います。そして、森山先生からもおっしゃられているとおり、次の年度の段階については、まだ不透明なところがございまして。そういう話も私も伺っておりますので、ここはしっかりと、今後、町としても、そのつなぎをどうやっていくのか、これまでも先生からもいろいろアドバイスをいただきながら、本町においては、国が支援をしていただくまでの期間を、つなぎをしっかりとやるとかそういうことはやってきました。

今後は、このさとうきびだけでなく、園芸作物であったり、いろんなところから、私には非常に不安を抱えながら、そういう御要望もいただいております。そして、幸いに、私どもも、この農業振興基金も、町長になってから積み増すこともできましたので、今後その町単独でのいろんな支援策についても、しっかりと考えていかなければならぬのではないかと、担当課にも申し上げておりますので、いろんな声を今後吸い上げながら、また新たな段階に対応できるように取り組んで

まいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 私もですけども、町長も農業の経験はないと思いますので農業の経験のない私が農業に関する質問というのもどうかと思ったんですけども、ちょっと農家の方からの声があったものですから、この質問をいたしました。

次の、町でハーベスタを購入する考えはないかということで、ちょっと地元の大企業農家の方たちの声も聞きながら、この質問を挙げてみました。

種子島農業公社の離脱ということで、このさとうきびの刈り取りの問題も一つ含んでおりました。そこで、最近、民間で2台のハーベスタが導入されるという話もありますけども、このことで、今現実には、このハーベスタで人のさとうきびを刈っている方ともちょっと話をしたんですけども、2台増えることはありがたいと、非常に効率も上がるだろうと。しかし、自分たちも今のままじゃないんだと。年々年を取って行って、去年の仕事を今年できるかという、やはり不安もあると。そして、自分たちももっと畑を広げて作りたいけども、今自分たちにもその割当てが来ると。お前は誰の畑を刈れということで、そういう割当てが来ると、やはり人によっては、「あんた天気がよかときばっかり自分の畑を刈っちゃ、雨降りばっかり、おいが畑を刈いが」とか、そういう批判も受けかねないと、そういうことで、やはり自分たちの畑は、ある程度、犠牲にして、この頼まれた畑を刈り取っているというのが実情であるという、そういう話もされておりました。

それで、今のこの段階で2台のハーベスタが民間に入ったということは、これは非常にありがたいことだということは、その農家の方も話をされているんですけども。

やはり今後のことを考えた場合に、今後、これがまた2年先、3年先になってサツマイモの基腐病の発生などからさとうきびの栽培に切り替える人たちが大分増えてきておまして、今年も相当な数が増えていると思います。これが何年続くようであれば、とてもこの南種子町内だけで刈り取りが間に合うのかなと、そして、小規模農家の人たちも後継者がいなくて、だんだんと年を取っていく、そうすると機械に頼らざるを得ない。機械に頼るとなると、今度は畑の全部を作るんじゃなくて、ハーベスタが入る範囲のあれを空けないといけないですね。そうすると、農地も狭くなってくると。いろんな問題を抱えております。

そこでですね、言えば切りがないんですけども、今回、民間がもう2台導入したからこれでよしとするんじゃなくて、やはり将来を見越して、いろんな補助金の事業があります。私、いろいろと人に聞いてみると、南種子町、この補助金の事業を、もっと十分に活用できないのかなと、そういう専門の人はいないのかなという話も

聞きます。補助金について、いろいろと各課長さんなんかも勉強されてやっていると思いますけども、これをもう一度、再検討を加えて、このハーベスタなんかに対する補助金、これが別のところから持ってこれないのかなとか、そういうのも加えて、この2台をよしとするんじゃなくて、行政で1台でもハーベスタを導入して、公社に委託するとか、そういう方法は考えられないのかなということで、この質問を出しました。答弁よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

議員も私も、農業は私もちよっとお姑さんのところで、ちよっと田んぼのお手伝いとか、そんなことしたぐらいですから農業には関わっておりません。しかし、農業をやっていないからこそ、やっぱり私も議員もそうですけれども、そこをしっかりと、また掘り下げて、やっぱり理解をしなければならないし、そうしようとも私も努力をせんといかんと思っています。

そういう意味で、いろんなことが分かってくれば分かってくるだけ、非常にこの農業問題というのは難しいところがあるんだなというふうに思っています、これは真剣に取り組まなければならないというふうに思っております。

このさとうきびだけでなく、現在、さとうきびが、この基腐れの関係で増加傾向にありますけれども、ただ、さとうきびがどんどん増えて、これがこのまま刈り取りができない状況になるかという、私はそうは思っておりません。

これなぜかといいますと、公社に入っているときからいろいろあったわけです。それで一番、ここの南種子町内のきび農家、そして利用組合もいろいろありますが、それが一枚岩でしっかりとそれで対応ができていたかという、できていなかったんです。今回、離脱をしたことによって、町内でそういういがみ合ったりいろんなことをやっておたって、これは南種子町の町民のためにならんということで、いろいろ議論をしていただきました。今回は、いろんな方々が、そこでやっぱりしっかりとやるところは一緒にやるという、そういう方向性もできましたので、何とか今年度の刈り取りは乗り切れるんだらうというふうに思います。

そこに、若い方も、さとうきびを始めるといの方も1名出てきました。そういうこともありますので、今後は、今、安納いもについても、非常に基腐れの問題もあります。そして、今度はその選別も大変です。そういういろんなものがあって、それで、今、先生のところを通じて、いろんな企業ともやり取りをして、次年度の取組もいろいろ考えておりますが、そういうところからの提案で、そしてまた、この前、全国のベンチャー企業の社長さん方が、新聞にも出ておりましたけれども来られました。そこからも、有機の関係であったりいろんな提案もいただいていますけ

れども、このペーストで欲しいという方は、かなり話が来ております。そうすると、大きく育てて、これは選別のそういう手間もかかりませんし、いろんなやり方によって、またここの農業のやり方、形態は変わってくるんだらうというふうに思います。

ただ、今の現状そのままで行くと、やっぱり基腐れが心配で、そういう作物が変わる方もおられるんだらうなというふうに思います。そして、今有機も含めていろんな取組をしていますので、ここは新規作物も含めて、しっかりと対応をするところはやっていきたいというふうに思うところであります。

先ほどの質問にお答えいたしますが、種子島農業公社を離脱をいたしましてから、この農業公社が行っていた窓口業務については、現在は、町の糖業振興会ということで、ここで行っております、職員を配置をしてやっております。そして、さとうきびの収穫受託の組織において、機械の老朽化、高齢化などにより収穫受託面積の減少など厳しい状況だということは、これまでそういうことがいろいろ言われてきておったということでもあります。

このような中、さとうきび収穫作業を受託する組織の代表者との協議を重ねて、そして、この本町には、幸いに若手農家、そして後継者が数名おられまして、こういう方々が育つための新たな町独自のさとうきび産業支援事業というものを組み立てをして創設をしたところであります。

創設をいたしました農作業受託持続投資支援事業において、本年度新しくさとうきび農家になられました方が、ハーベスタ導入が1台、その生産組合に導入をされたところであります。

また、次年度以降の対策としては、先ほど議員からもありましたとおり、2生産組合から2台のハーベスタ導入の要望がありまして、国の令和4年度補正予算甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のさとうきび生産性向上緊急支援事業というものがありまして、これに申込みをしたところであります。

そして、令和5年の1月13日に応募をしておりましたので、この本事業の申込件数が57件ございまして、大変な数の応募があったところであります。導入希望者が、このような状況でありましたので、この事業採択についても極めて厳しいのではないかと、そういうふうに、ちょっと心配をいたしておりましたから、ちょうどまた離島センターの評議委員会もございまして、東京出張がございましたので、この状況を1月の26日に森山先生をお尋ねをいたしまして、私どもの本町のさとうきび振興の実情を、また説明をさせていただきました。

そして、将来、まずは若者後継者がやっぱりこのさとうきびをしっかりと引き継いでやっていただける、そういう環境整備のためにも、この収穫体制整備は喫緊の

課題だということを、先生にもおつなぎをし、事業採択できるように、ぜひ先生にも御助言をいただきたいということでお願いをしてまいりました。

その日に、こういう実情も、先生のほうから本省のほうにもお電話いただいたようでありまして、本町の実情等を御理解いただき、そして要望もしていただきましたので、その結果、ハーベスタ2台の補助金交付決定が2月上旬に連絡がありまして、本町の2生産組合に導入する計画となったというふうに思っております。

議員御質問の、町でのハーベスタ導入をする考えはないかとの質問であります。さとうきび振興を図る上で、ハーベスタの確保と受託組織、組合の維持は、大変大きな課題だとは認識をしております。

現時点では、先ほどから申し上げましたとおり、町でハーベスタを導入して、そしてまた組織化をするという考えは、私は今のところ持っておりません。まずは、中種子町や西之表市においても、ほかでも必ず出てくる問題だと思いますけれども、幸いに本町には、若い後継者が、まだかなりおります。まずは、この若者後継者の育成支援をしっかりとやって、そして、このさとうきび栽培収穫等の受託作業がしっかりとできていく体制というものを支援をし、つくることが、まず重要だと思っておりますので、まず本町独自のこの支援対策を創設をいたしましたから、この創設した農作業受託持続投資支援事業というものを活用いただいて、補助事業と組み合わせ、それでハーベスタ導入をしていただいて、推進をして、若年農家後継者の育成を、まず図りたいというふうに思っております。

また、その後について必要なことについては、随時、状況把握をしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 確かに町長が言われるように、農家自体も独自で、やはりいろいろと努力をされて、また行政も支援をしていくという、これがベターだと思います。

今ちょっと、私、気になっていることが、馬毛島の自衛隊基地の関係で、1日2万円だと、賃金ですね。そして、多くの方が馬毛島に賃金、賃取りに行くわけですが、そうしますと、果たして農家で、今若い人たちが農業で働いている方たちが、1日2万円もらうのかなと思ったときに、そこまではないと思うんですね。やはり1日8,000円とか1万円の賃金じゃないのかなと思うんですけども。

これが4年間、5年間、馬毛島工事が進んでいくと、ここで農業するよりも馬毛島に行ってちょっと稼いでこようと、あるいは、よそから種子島に農家に行って働こうかと思っとった人たちも、ちょっと待てよと、1日2万円くれるって言えば、馬毛島へ行こうかいとか、そういう考えもなきにしもあらずなんですよね。そうす

ると、先ほどホテル業の関係で、従業員が足りないという話もしましたけども、ますますこういうのは深刻化してくるんじゃないかと思うんですね。

東京に行ったときに、森山衆議院議員が、これからは農業も大きく変わりますよと、もうIT化の時代になってくると、夜のうちに機械に入力をしていくと、朝起きたときには、畑はもうきれいに耕されている、そういう時代が来るんじゃないかと。

食料危機も来ると。この前、ちょっと話に出たのが、大豆なんかですね、自給率というのは7%から8%しかないんだと。世界の約6割の大豆は中国が買い占めるんだと、そうすると日本に大豆が来なくなると、自給率は7%から8%、大豆がなければ豆腐もできないし味噌もできないですよ。

それから、トウモロコシに当たっては、年間日本人が1,500万トン使うんだと。だけど受給率というのは100から200だと。当然、トウモロコシなんかも入らなくなると。これからの、そういうのを考えたとき、これからの農業としては、この休耕地、休耕地というのか何と言うんですかね、耕作放棄地というべきですかね、こういうのの活用も必要になってくるし、今大きな畑でも、大体3反ですかね、構造改善で3反の畑、田んぼですよ。これも隣同士でつなげて6反とか9反とか1町歩とか、そういうのに変わらなければならないというような話もされました。なるほど、先いろいろと考えているんだなということも思ったんですけども。

この前、西之表市の方だということで企画課長にちょっとお願いして、調べてくださいよということでお願いしてあるんですけども、離島国境法ですかね、あれの補助金を使って10トントラックのユニック車を2台買ったという、そういう話もあってですね、こういういろんな、さっき補助金のことを冒頭で申し上げましたけども、補助金の活用の仕方というのも、これも本当、いろいろ書き方一つで変わってくるのかなと、文章の作り方ですね。私は、国語の成績が悪かったもんですから、なかなか文章能力はないんですけども、皆さん方の中には優秀な方もたくさんおられます。冒頭でお願いしました補助金なんかの見直しというのは、そういうことをお願いしたいなということでお話ししたところです。

今後、農業もいろいろと変わってくると思いますけども、また新体制になってからですね、しっかりとこういうところを議論して、そしてお互いに、この南種子町発展のために頑張っていけたらなと思っておりますので、これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） それでは、早速、質問に入らせていただきます。

本日は、さとうきびの栽培安定の経営についてということと、一番最後にヘルプマークということで、2点を議題に上げて質問させていただきます。

まず、第1点目のさとうきび栽培の安定経営についてということとありますが、言うまでもなく、さとうきびは本町の畑作を営む多くの農家が、経営の柱に置いている基幹作物であります。先ほどの同僚からの話の中にもありましたが、サツマイモの基腐病から、さとうきびへの転換も増えて、ますますこの重要性が高まっているところであります。

しかしながら、一方ではその収益性の低さから農家所得が上がらず、やめようにもやめられないという事情を抱える農家も多く、日々苦悩しているという姿を見たり聞いたりするわけであります。

令和3年の農業所得、僅か1,759万円でした。農業者数621戸、生産額約28億円ありながら、所得が1,759万円、法人分は含まないということとありましたが、それにしても非常に低すぎる数字だなということを思っておりまして、この1,759万円が毎日私の頭の中から離れないわけであります。

そもそも、経営は個人の判断と責任において行うものであり、行政が一々口出しするものではありませんが、さとうきび栽培に取って代わる作物がなかなか出てこないという現状の中においては、農家が自立して経営できる環境整備をしていく責任は、当然行政側にもあると考えております。

このまま現状を放棄していくと、本町並び種子島におけるさとうきび栽培に展望がなかなか見えてこないというような危機感を大変抱えております。

そこで、行政と一体となった、議会も行政も一体となった取組を進めないといけないなと思っているわけですが、1番目の質問に上げております。農家手取りの向上に向けてということで、行政側として最優先課題だと今捉えていることはどういうふうに捉えておるのか。それに対して、どういう対策を講じていこうとしておるかということについて、まずはお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

このさとうきび栽培の安定的経営を目指すために、反収品質の向上と生産コスト低減が最優先課題であるということは言うまでもないと思います。

町では、反収品質向上対策として堆肥投入による土づくり、新品種の「はるのおうぎ」普及拡大や優良種苗対策など事業支援によるさとうきび振興を今図っているところでありまして、まずは野村先生や森山先生なんかとお話をしましても、やっぱり南種子町、特にうちの町ですけれども、土づくりが一番大事なことだというふうに思います。

後もって、いろんな交付金の問題もいろいろ出ているようではありますが、まず何を優先するかというところとそういうことであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長の口から、私と同じような問題点の共有ができていうことで、非常にありがたく思っています。最大の課題は品質アップ、収量アップ、糖度アップで、農家の収入を増やすということで課題はあるわけであります。

そこで、農家所得を上げる方法というのは、大きく分けて三つあるわけですね。一つは販売単価を上げると。一つは収量を増やす。一つは経費を削減すると。もうこれしかないわけであります。

その中で、まず収量を上げるために、単価を上げるためにどうすればいいかということで、一番ネックになってくるのが、さとうきびの交付金の問題であります。こういうところで、その2番目の交付金なんかの問題に入っていくわけですが、令和2年、令和3年の数字を見ますと、令和2年の数字でいきますとさとうきびの原料価格、トン当たり4,636円でした。私が調べたところですね。

国からもらえるこの交付金1万6,363円でした。合わせて、トン当たり2万999円という数字でして、交付金が78%のシェアを占めているということで、非常に交付金頼みのさとうきび栽培になっているというのが現状であります。農家が、一生懸命糖度を上げて、地力を上げて、収量を上げて作っても、自前ではなかなかこのさとうきびの販売単価を上げる交渉もできない環境の中で、国の政策次第で単価、農家所得が変わってくるというような、非常にこういう制限のある中で皆さんが頑張ってもらっているわけですね。

ここにですね、幾ら農家が頑張っても販売単価がなかなか上げてもらえないと、非常に難しいなど。農家所得を上げるのは厳しいなというふうに私は思っております。農水省のホームページを見ておりました。交付金を決める基準が示されておりまして、そこで国の、要はさとうきびの生産費か、全算入生産費というのがありまして、その中で経費となる、作物を作る経費となっているのが8万4,786円とい

う数字が提示をされておりました。

12月議会で答弁をもらった種子島版の農業経費10万2,790円という数字が出ておりました、国の把握しておる経費と種子島が算出している経費との金額に差額があるなというところで調べているのですが、大体1万8,000円から3年で1万6,000円ぐらいの経費の差額があるというふうになっております。

国のほうは生産費、費用合計、労働賃、利息、地代等を含めて14万3,000円から14万9,000円ぐらいの値段で出しておるのですが、種子島の全島1市2町の生産額を見てみますと、令和2年が12万7,000円、令和3年が12万1,000円ということで、1万5,000円から2万7,000円ということで、国の示す生産費に対して種子島のさとうきびの生産額の反当たりですが、足りないというのがありまして、これは国が試算をしている経費が、種子島の実体経費よりも非常に安いと。この数字がどうも生産額の販売、農家所得の10アール当たりの生産額、販売金額の差額にマッチするような数字になっているわけですよ。

国はこの調整、糖価調整金ですから、海外から入ってくる原料等の安い分に、国内生産費の不足分を乗せて、その調整金の中からさとうきびの生産不足分に充填しているわけですが、これもまたなかなかややこしくて、生産費を丸々調整金で貸すと市場の砂糖の販売価格が高くなるので、国はそれを避けるために国費から不足分としてわざわざ出していて、これもまた毎年累積で増えてきて、風当たりも強いというような状況の中にあって、国としてはあまり上げたくないという背景もあるんですが、我々産地からすると1円でも上げてもらわないとなかなかできないと。

自分たちの努力で、市場に行って販売価格を交渉というのはできない作物でありまして、それこそ78%の交付金で営んでいるさとうきびでありますので、やっぱりここは何としても行政の力で交付金単価を1円でも高く上げてもらう交渉をしなければ、なかなか今中心の作物となっているさとうきび農家を支えることは難しいんだらうかと捉えております。

もちろん本町は1町でできる問題でもないし、鹿児島県、沖縄県、特に量的にも奄美から沖縄のほうが圧倒的に多いわけですが、種子島は種子島で1市2町力を合わせて、種子島の現状はこうですよ。生産費はもっとかかっているんですよという数字を上げていきながらやっていくべきかなというふうに思っています、そういう動き、行動をやっぱり起こすべきだなというふうに思っています。

そういうことで、町長、担当課長、担当部署のところで抱えている今、その差額について、私としてはどうしても解消に向けた取組を進めてほしいというふうに思っていますので、そこら辺の認識と取組についてちょっとお話を、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

さとうきびの生産費について、農林水産省の掲示額と本町の実態数値の差異については、担当課長からこの後答弁をさせたいと思います。

交付金単価を大きく左右するさとうきび生産費ということではありますが、ちょっと仕組みを説明いたしますけれども、この交付金単価を左右させるというのは非常に、これは農水省の、今鹿児島県の農政課長も農水省から来ておりますけれども、私、地域経済委員会の中でもこういう問題が大島のほうからも、私どもからも出しました。いろいろ回答を受けますと、これは非常に難しい問題であります。

この糖価調整制度というものについては、議員からもちょっと簡単にありましたが、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律により、甘味資源作物及びでん粉原料用芋に係る農業所得の確保等を目的とした法律というものがあまして、そこで定められた糖価調整制度でございます。さとうきびに関する砂糖の仕組みは、海外から輸入される安い原料等と国内のさとうきび、てん菜の原料等に大幅な内外価格差が生じておりますので、それを輸入する生産企業から調整金というものを徴収をして、これを財源にしたものであります。

そして、国内生産等の生産者、工場に交付をして価格調整を行うという、議員がおっしゃるとおりであります。この砂糖調整金を財源として、さとうきび農家へ交付金が支払われておりますけれども、これまで交付金単価の引上げ要請等については、それぞれの市町村そしてまた奄美も沖縄も含めてですけれども、行政いろいろ行ってきております。

しかしながら、なかなかここ十数年ほとんど変わらない現状であります。これは一番この国の関係機関の方から私に申されたのは、現状は特に砂糖消費量が減少しているということで、消費量の減少に伴う輸入等の減少によって、この調整金収入のそのものが減少しているということを説明を受けました。

この調整金収入が減少している影響もあることから、財源としては砂糖調整金の運営状況が、国のほうでも令和2年度、砂糖年度の単年度収支では71億円の赤字が出ているということです。累積で336億円の赤字が現在示されておまして、現在のところこの砂糖調整金だけで調整金を賄うということができない状況になっておまして、現在国費も投入をされて交付金が支出をされている。そういう厳しい運営状況でありますから、そういった中でさとうきび振興が図られている状況ということで、ここが非常に難しいところだと感じております。

私が、県の市町村それぞれ5名ずつ出ている委員会の中においても、そういう説明を受けました。奄美のある町村長は地元でもそういう動きがあるんだけど、

これをやったってこれはもう無理な話だなということで、ちょっと帰ってこの仕組みについてもしっかり説明せんといかんという話をされておりました。

ですから、ここはここでこれをしっかりと理解をしながら、今後の対策はやっぱりこういう状況の中においても、何をやっていくかということは1市2町でも話をしていかなければいけないことなのかなというふうに思っております。こういう状況を踏まえますと、現在その要請活動等によって交付金単価が大きく左右をするなどという状況にはないということでありまして、非常に厳しい状況にあるという話を国の関係者からも、表向きはなかなかこういうことを言われたいようですけども、非公式にこういう話を伺っているところであります。

そういうことで、今後は情報収集をしながら、どういうことをやっていくことが我々に一番やらなければいけないことかというのは、しっかりちょっと検討してまいりたいと思います。本町の実態数値との差異については、総合農政課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきびの生産費について、農林水産省の提示額と本町の実態数値の差異であります。12月議会で説明した南種子町のさとうきび経費につきましては、直接経費のみで労働費、それと利子、地代は含まれておりません。

種子島管内の農業生産費等については、数値につきましては種子島版農業経営管理指標を作成しております。この指標を種子島生産費ということで、国のほうへ参考ということで提示されておりますので、国はこれを参考とした形で活用されていると思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今の課長の説明は、ちょっと腑に落ちないですが、種子島版の指標は直接経費ということで10万4,000円、労働費は含まずに、利益のところまで4万幾ら利益が出るような感じに多分なっている数字ですよ。農水省が出しているやつは、物財費として8万4,000円かな、残りを利子、地代、労働費とプラスして、合計で14万幾らという数字です。

ですので、やっぱりここは明らかに経費と見ている数字に差がありますので、もう一回私は見直す必要があるなと思っております。それと、この経費の出し方、町長は直接糖価の単価には影響していないと、今説明でありましたが、やっぱりベースとなる数字がないと、糖価交付金は当然決められないわけで、生産費は当然見ているわけです。でないと決められませんから。

農家がどんだけの経費がかかって、どれぐらいの価格に設定をすれば、農家は何かやってもらえるのかなというのは当然見ているわけで、必ずこの全算入生産費という数字は見ています。これを見ないと、交付金単価は決められませんから。参考にしていないというのは、私はどうも腑に落ちません。必ずしているはずで、そうでないと決められない数字です。ここに差があります。

必ずありますので、その差が単純に種子島の場合は1万5,000円から2万円近くの差額に出てきていますから、やっぱりここはもうちょっとよく精査して、国のほうにしていかなないと、単純に交付金を上げてくれ、上げてくださいと言っても、そういうような背景でないことは十分皆さん、私も含めてみんな分かっているわけで、であるけれどもやっぱりこのままでは種子島のさとうきび経営は成り立ちませんよと。経費はもっと余計にかかっているんですよというところを、やっぱり強くアピールしていかなないと、なかなか厳しいなというふうに思っています。

私は、チャンスは今だと思っているんですよ。ロシアによるウクライナ侵攻で肥料価格、燃料価格が高騰していると、種子島は馬毛島の受け入れも受け入れて、基地建設も進んでいると。こういうタイミングに、やっぱり国内自給率も上げようという、それはもちろんさとうきびだけじゃなくて、ほかのものについても国内自給率を上げていこうという機運も高まってきているという、こういう時期にやっぱり話を進めていかなないと、なかなか国としては上げる必要はないと思うわけですね。上げていただかないと、このままいくと農家はまた来年は利益がもっと落ちていきます。差額は必ず落ちていきます。

だから、ここで見るんじゃなくてね、トータルのマクロで見てみて、本町のマクロで見てもさとうきび農家が作った生産額と残った利益を見れば、本当に微々たるもので、机上計算しているよりも、税務課が出してくる農業所得から見れば、本当に僅かなもので、ここはその国は1時間労働賃1,250円で計算していますよ、労働費。とてもじゃないですけど、南種子町の種子島のさとうきび農業で1時間1,250円の労働賃なんか出てるはずがないんです。出れば、農業所得ももっと上がってきますから。

そこら辺をもう少し精査しながら、やっぱり1市2町手を取りながら、種子島のきび経営の状況はこういう状況なんだということを上げていかなないと、価格交渉をしてもはなから蹴られるのは当然のことですから、そこらはもう一回再度取り組んでいく必要があるなというふうに思っています。

町長、この件についてもう一回、答弁いただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 私どもとしては、精査をして取り組む必要があるものについて

は、しっかりそれは取り組んでまいりたいと思います。ただ、先ほどから申し上げているとおり、現在この国の消費者の動向としても、この砂糖の消費量が減少にあるというのはこれが一番の問題なんですよ。

輸入等も減少しているということで、そこにその財源になるものも減ってきているということですから、全てのことをしっかりと状況把握をしながら、今後必要なものについては取り組んでまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長も地元ですから、さとうきび農家の現状はよく分かっていると思います。さとうきびに代わる作物が出てくれば一番いいんですが、なかなかさとうきびに代わる作物がすぐすぐ育つというには時間もかかります。

ということは、やっぱり現状でさとうきびでやっている農家が、日々生活ができるぐらいの収量と売上金額ができるように、やっぱり努力をしないといけない。これは我々議員も含めて行政の力でありますから、何も国に農家の懐が増えるように、儲かるようにとっていないです。生活ができるぐらいの交付金単価を上げてくださいよという切実な要求ですから、私はもっと声を大きくして要求すべきだと思います。

そういう意味では、種子島のさとうきび農家の声は非常に小さいのと、私はもうちょっと怒ってですね、怒り狂って国に声を上げてもいいのかなというように思っているんですが、あえて議会の場でいうことでもないので控えます。

そういう気持ちで、これはまた新年度、次のときに向かって帰ってくるかどうか分かりませんが、帰ってきたらまた一緒に取り組んでいきたいなと思っています。別に町長を非難しているわけではないです。やっぱりそういう機運をつくっていくことが大事だなという観点からの質問であります。

それは置いておいて、次3番目に入ります。

ここは、先ほど言った販売金額を上げるのと収量をアップという観点から質問です。

町長も土づくり、堆肥が非常に大事だという課題として捉えているということでしたので、それはありがたいことだと思っています。長年、種子島の畑は地力が低下してきていると。これもいろいろな事情もあるのでしょうけども、問題となりながらもなかなか、問題と捉えておりながらも解決しないという、非常にそこには難しいいろんな問題がいっぱいあるんだろうなというふうには思っています。

思っているんですが、やっぱり堆肥投入が全てにおいて収量を上げるためにも、これが一番大事なと。これはさとうきびだけでなく、ほかの作物においても思っております。ここで、今度収量アップについては、やっぱり堆肥を入れて南種子

町の地力を上げる、健全な土をつくる、病気にも耐え得るような地力、畑をつくらないと南種子町の農業に将来性はなかなか見えてこないという観点からの質問であります。

4番目には、堆肥の家畜排せつ物法に対しての質問をするんですが、その前に本町の堆肥、土づくりに対して、問題は共有できているんですが、どういう対策を講じていこうとしているのかというところについての説明を、答弁としていただければ助かります。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この御質問については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきび栽培の安定経営ということで、耕畜連携の堆肥の投入、収量アップに向けた対策であります。今現在町内の耕畜連携ということで飼料用稲WCSの生産に取り組み、畜産農家の粗飼料確保に向けた取組を農業再生協議会が窓口となり実施しているところであります。

しかし、WCSの耕畜連携では、畜産農家から耕種農家への堆肥還元については行われていないような状況であります。堆肥投入は土づくりの基本であり、反収向上対策として国県、そして町単独の活動支援対策を行っている状況であります。耕種農家においては、畜産農家と連携して、各農家で堆肥の確保や堆肥センターから購入して土づくり対策を行っているような状況であります。

また、堆肥等の確保ができない方につきましては、緑肥作物の作付等を行って、収量アップに向けた取組をしているような状況を推進しているところであります。それと、近年肥料高騰、環境保全型農業の推進により、堆肥投入については見直されている状況であるところであります。

農業生産費コスト低減を図るため、安価な資材調達等の部分が大きな課題となっているような状況であります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 問題点としては、やっぱり堆肥投入が大事だということは、共有できていて非常にいいですね。南種子町で畜産農家から排出される堆肥、全量を畑作農家に還元しても必要な量は賅えないというのが現状のようですが、それでも幾分でも改善をしないとイケないということで取り組んでもらっているところなんです。なかなかそれぞれ農家の事情もあるんでしょうけども、農畜連携、進まない。

そのため、地力の向上がなかなか見られないというところだと思います。町とし

でも堆肥投入助成金を毎年組みながらやっているんですが、なかなか投入助成やることはいいんですが、これは永遠としてこんなことをやっていたら、全くのカゴ農業になっていきますので、経営として成り立たない形でありまして、やっぱり農家が町から一々助成をもらわなくても、自立できる農家経営ができる体制をつくるというのが最終目標でありますから、そこに向けてどういう取組が必要なのかという観点から考えて施策を行っていかないと、いつまでたっても南種子町の農家は自立できないというふうに危惧をしているわけです。

そういう中で、畜産から出る堆肥を畑にどんどん持って出て、投入していいんじゃないかというように思っているんですが、ここには家畜排せつ物法の壁が立ちはだかるわけですよ。野積みは駄目ですよとってね。ちゃんと雨風をしのぐ設備をしてくださいよという法律があって、畜産農家はほとんどこれはやっているわけですが、小規模畜産についてはこれは免除されているというところがあるんですが、なかなか畜産を有しない農家が堆肥を使うというのが自前で、そういう保管施設を造るか、堆肥として購入して畑に投入すると、2つしかないわけで、一つの改善策、全てでこれが解決するわけではないんですが、一つの解決法として簡易な保管場所、法律を見れば下にコンクリートを敷いて壁を少し造って、上から防水シートをかぶせればいいと。要は、堆肥から出るやつが流出して、河川や地下水汚染にならなければいいという内容ですので、簡易な施設でいいのかなと思っています。

これを個人でやろうと思うと、なかなか補助金の対象にはなりにくいようでした、町がまとめてこういう計画を考えてもいいのかなと一つの提案なんです。現状の補助金の項目を見れば、畜産農家が対象で、一般の畑作農家はないわけですが、ところが現状は国は持続可能な農業を訴えていますし、みどり戦略、有機農業も訴えています。化成肥料を減らしましょうという取組もしているわけで、大筋としてはそこら辺の切り口で取組もできる可能性はあるのかなというふうに今思っていました、そのために今回の質問になります。

南種子町が、一つの窓口になってそういう希望農家を取り集めて、地力回復の増進のための一つの解決策として、こういう補助事業が導入できれば、少しは前進するのかなと思うんですけれどね。そういう取組についてはどういうふうにお考えかなというところでの質問です。答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

町堆肥センター施設の設置につきましては、簡易な家畜ふん尿処理を行っている町内の畜産農家において、より一層の環境保全や労働力の軽減を図るとともに、こういったことを目的に設置されました。そして、さとうきび副産物のハカマ等のバ

イオマス資源を一旦家畜の敷料として活用し、これらの資源や生ごみ等を当該施設において良質堆肥化することにより、資源循環型社会の形成を目指すということを目的に、平成21年から22年に建設され、23年から本格稼働をしたところであります。

前町長のときに、このような目的を持ってしっかりこれが始まりました。現在、堆肥の投入による土づくり対策推進として、町堆肥センターを軸に町単独事業の持続的農業地域活性化事業での堆肥投入支援や、国の各種事業による土づくりを展開して、農業推進堆肥活用促進普及を図ってきているところであります。

議員御質問の堆肥保管場所の補助事業でございますが、町堆肥センターの趣旨目的にもありましたとおり、現在町堆肥センターで確立された体制を充実・拡大させるためにも、町堆肥センター施設の有効活用というものが、持続可能な農業の推進振興が図られるものであるというふうに考えております。

この補助事業の導入等について、内容については担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 補助事業関係であります。まず家畜排せつ物につきましては、議員が申したとおり10頭以上を飼育している畜産農家については、法律で補助事業等を活用した形で、堆肥の保管場所の確保をされているところであります。

ここの簡易の堆肥保管場所ではありますが、町のほうとしては今現在あります町の堆肥センター施設を軸とした土づくり、堆肥投入関係の農業振興を図っていくということで、基本に考えているところであります。

町堆肥センターの運営として、健全経営を目指して、生産拡大による運営改善に努めております。今後も、町堆肥センターのさらなる生産拡大に努めて、土づくり推進を図ってまいりますので、議員の方々においても、町の堆肥センターの有効活用、利用促進関係について、土づくりの推進の御協力をお願いしたいと、こんな状況であります。

畜産農家と耕種農家が堆肥保管の簡易施設整備を希望する方におきましては、事業要件がありますが、国県各補助金事業がありますので、そこについてはまた内容等の説明を詳しくしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 堆肥センターの活用はもちろん言うまではありません。せっかくある優良な施設ですので、非常に優良な堆肥もできてきてます。大いに活用して、もっと本町の畑作に限らず、農業、土地にどんどん有効活用にしてもらいたいですね。方向性は間違っていないと思います。

1 トン9,000円、散布すると1万円、さとうきび2 トン入れて2 万円かかるわけですね。総合農政課長、各農家が毎年2 万円の堆肥を入れて、さとうきびを作って採算がとれると思っていますか。答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） まず、さとうきび関係で、反収をいかに上げていくか各農家が工夫をして取組をされております。ここの町の堆肥センターは今言いました価格で販売をしております。それぞれ生産コストをいかに下げていくかということで、それぞれ緑肥をまいたり、大型農家についてもさとうきびのハカマとか、トップと混ぜ込んだ堆肥生産を各自で努力をしながら取り組んでいます。

その中で、有効成分である化学肥料関係が、もう価格が高騰しているということで、2 倍近く、2 倍以上上がっている肥料もあります。やっぱり反収を上げるためには土づくり、堆肥だけでなく化成肥料に代わる有機物の資材関係、いろいろ研究しております。

経営的に成り立つのかということではありますが、ここは各自農家のほう、また指導する側としても生産コストが安価なものということで、町の堆肥センターについても今現在2,000トンから3,000トン堆肥を製造しておりますが、これをまだ量を増やしていけばコストも下がっていくと。それが9,000円がまだ下がる可能性を持っているということでもありますので、堆肥センターの有効活用が今、現在の土づくりとしては体制関係、振興を図るために重要な施設ということ考えております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2 番（福島照男君） 堆肥センターの有効は、私は非常に有効的だと思っています。ただ、コストは非常に高いんですよ。今計画はないんでしょうけれどもね。

じゃあ、現状から2 倍、3 倍に増産して農家に入れてもらえば堆肥がトン幾らになるのかと、5,000円ぐらいまで下がるかという問題ですが、5,000円以内に下がることはあり得ないと思うんですよ。せいぜいトン1,000円か2,000円下がるぐらい。農家に緑肥もつくっていろいろやりましょうと。仰せのとおり、私は間違っていないと思います。

しかし、さとうきびね、3 年、4 年、連作で作ってですね。次、1 年休ませて、唐芋を作ろうと思うにも唐芋は基腐れで難しいと。1 年緑肥をつくって地力増進しましょうと言っても、農家にそれだけの体力が残ってませんから、1 年休んで土づくりしましょうという、現状にはなかなか難しいんですよ、農家は。体力がないんです。それだけの。

だから体力をつくるためにはやっぱりね、ハカマやおうぎと、ハカマ等を畑に入

れながら、やっぱり堆肥を補給すると、補填するという仕組みをつくらないといけないんですね。

そこで、課長が言うように堆肥センターを有効的に使ってくれという気持ちはよく分かるんですが、経費的に合わないと利益がないじゃないですか。1,759万円ですよ、南種子町の農業所得、堆肥を入れたら収量も上がりますけど、もっと経費が膨れるんですよ。非常に厳しい状況なんです。

この現状をやっぱり農家の立場になって、どうやったらこの所得が増やせるのかということから考えていかないと、南種子町の農業に将来性は非常に厳しいなというふうに思っているわけです。そういう観点から、町長も課長もいう気持ちは分かっているんです。気持ちは分かるんですが、現状はなかなか改善しないから、もう一步踏み出してやっぱり取り組んでいかないと、後継者は育ちませんよ。

町長から、さとうきび農家も後継者もおると言ったんですが、今さとうきびを作っている農家がおるから、後継者が増えて刈り取りで増えているんです。自ら作ってやろうとしない。合わないでしょう。単価が安いんだから。やっぱりそこら辺は真剣になって単価交渉もせないといけないし、地力アップのための堆肥づくりをどうするのかというね、机上論じゃなくて本当に農家の、体力がない農家に少しずつでも利益を還元するという立場からやっていかないと発展しませんよ。多分気持ちは一緒なんです。もう一步、二歩を踏み出すか踏み出さないかという問題だと思うんですよ。

課長、やっぱりここは真剣に取り組んで、行政にもまして上のほうにも県にも国にもやってもらって、農家のために、農家の立場になってね。農協に行ったら下ろす金がないという農家が聞くわけですよ。おうぎを売りました。農協に行きました。下ろす金がない。なっとすつと。現状でしょう。これが今、さとうきび農家の。さつまいもも含めてね。

こんなこと我々がね、人ごととしてはいけない。自分のこととして考えないといけない。これが行政の責任でありますから、そういう観点でしつこく質問をしているわけですね。町長、もうちょっと熱意がほしいですね。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員は議員のお気持ちで、そういうことをおっしゃられているんだろうというふうに思います。私どもは、真剣にこれまでも取り組んでいますよ。ほかの町以上に、ですから国の支援があるつなぎの資金についても、これまでずっと農林水産業に対してはやってきました。

それは、全てそれが全部全て行き届いているかということ、それはそうではないかもしれませんが、もう少し全体をやっぱり見据えてやらないといけないと思います。

これはさとうきびだけの問題じゃないんです。我々が今取り組んでいるのは、この前もいろんな企業の方も御提案いただいていますけれども、やっぱりここにあったいいものはいいものでやっぱり若い方々につないでいかなければなりません。それで荒廃農地をなくさないといけないということで、有機農業にも今取り組んでいるわけであります。

近く3月の上旬にはこれに関するところと協定も結びますけれども、また新たなところに一步踏み出したいと思っています。今後もこれはこれでしっかりと、もう一回検討はして、対策をするべきところにはやりますけれども、私どものところでこの堆肥投入支援もしっかりやっているわけです。

それで、一部さとうきびの農家においても、やっぱりこの堆肥のよさは分って、町長やっぱりこれを入れるとやっぱよかなという、そういう農家もおります。ですから、一部支援はしながらやっぱり入れていただいて、収量を上げるというそういう方向に持っていくというのは、私は間違っていないというふうに思います。

ただ、なかなかこの農林水産業においては、稼げる農業とか県とか国とかもいいますけれども、簡単にそういう方向に行っていないのが現実であります。ですので、私としては今後4月から企業も加わっていただいて、ここの産品を関東で6か月間いろいろやっていただくことも、これはしっかりと国の補助事業を認められれば発表しますけれども、高く物が売れるようなところにやっぱりこれをして、一時的な物産をやったりいろいろしても金にならんわけです。その後の継続をした取引までやっていただくということが、今話が進んでいるので、個々の農家のいろいろな産品を使っていただいて、それが継続をしてずっと関東関西そちらの言わばチェーン店、そういうところで取り扱っていただける方向にこれがつながれば、これはもっと稼げる農業につながるだろうと思っています。

先ほども言いましたが、この基腐れ大変な状況ですけれども、一番最初の年からすると少し基腐れも半減してきておりますので、これはこれで国と県としっかりと連携を図りながら、原因はしっかり追求をし、そして対策を取らなければなりませんけれども、やっぱり種子島に安納いもをなくすわけにはまいりません。これは1市2町でしっかりと協力をせんといかん部分もありますけれども、ペーストは種子島全島の芋をペーストにして出しても足りないような状況での、そういう御要望はいただいております。

ですが、それは当然不可能であるというふうに思いますけれども、そういうところがあるという事実も踏まえて、私どもは今後やっぱりここで加工をして高く取っていただけたところとか、そういうことはしっかりと考えて、そして一部今タマネギもやっていただいてしておりますけれども、簡単にこれが1年、2年ですぐ新規

のいい方向に行くかという行きませんので、そこも踏まえて、全ての農業についても私どももいろいろな情報収集をしながら、農家の皆さんがやっぱり稼げていける方向に、これから議員の皆さんとも御意見を交わしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今後の取組について町長が熱弁されたわけですがね、肝心のさとうきび、堆肥づくりについては何かいまいよく分からない答弁で、また次ここに立つ機会がありましたら継続した課題に質問をしたいと思えます。

次行きます。ヘルプカードについての説明書を出しております。

皆さん見た方もおるかと思うんですが、こういう赤いマーク、ヘルプカード、一番最初はこれ東京都が発案をして始めて、鹿児島県も令和元年度から配布に向けて取組をしております。

外から見て、なかなか障害者とか体の不自由というのが分かりづらいという方が多いということで、これをつけている方はどこか周りの方に配慮をお願いしますよ、ヘルプをお願いしますよというのを分かってもらうためのマークということで、今、鹿児島県も取り組んでもらっています。

たまにお見かけしますけども、なかなか頻繁には見ないマークなんですが、本町においても足、膝がちょっと悪かったりとか、妊娠初期の方であったりとか、腰が痛くて長いこと立っておられないとかいう方もいらっしゃいます。決して、これは障害者手帳を持っていなくてももらえるマークです。

これを、やっぱり本町においても非常にこれから積極的に普及させていただきたいなと思っております。また、島外に出て、出かけて行ったときもこういうマークをかけている方を見かけたら、積極的に席を譲ってあげるとか、お手伝いすることはありませんかとか、そういう声かけもできる一つのきっかけでもあります。

あの人はどうかなどうかなと思いつつも、なかなか声をかけづらいというのが昨今の事情ですから、こういうマークをかけておると、どこかあれだなということで、率先して席を譲ったりとか、お手伝いをしたりとか、声かけをしたりとか、できるかなと思つてまして、この取組を本町においても積極的に取り組んで普及させていただきたいなというふうに思っています。そういうことで、最後の質問に上げますが、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

ヘルプマーク及びヘルプカードの利用普及と、一般町民への理解促進についての御質問であります。利用普及については障害手帳交付事案、障害に関する相談と

かあらゆる相談があった場合に、ヘルプマークやヘルプカードの紹介をして、希望される方に交付をしたりしているということでもあります。

また、町民への啓発活動については、県も広報活動を行っておりますが、町といったしましても広報紙に掲載をいたしました。そういうふうなことで取り組んでいるところでもあります。交付の状況については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） ヘルプマーク及びヘルプカードについてですが、先ほど議員からもありましたとおり、外見では援助などが必要なことが分からない方々が周りの方々に支援が必要なことを知らせ、障害などの特性に応じた支援を受けやすくするためのマークであります。

鹿児島県では、令和元年7月からヘルプカードを交付しております。また、令和3年7月から新たにストラップ型のヘルプマークを配布しているところでもあります。令和3年1月からの交付の実績でいいますと、ヘルプマークが17件、ヘルプカードが20件となっているところでもあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 無理やりつけてもらうことももちろんないし、個人の問題であります。逆に申請する方もそうですが、周りの方が知らないとなれば何じゃろうかと、逆にそういう目で見られるわけでもあります。

ですので、折を見て再三、こういう広報活動をやっていただきながら、1回、2回で終わるんじゃなくて、いろんな機会を見て、必要としない人が知ることがまず第一なんですよ。知っている人は当然つけたいですが、周りの人が知らないところをつけても何のこっちゃということになかなか普及も進まないということで、同時並行でいかないとなかなかこういう活動は普及しないわけです。

そういうことで、わざわざ今回一般質問で取り上げたわけでございます。今後の普及活動についての取組を、担当課長お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 先ほど町長からもあったように、広報紙等あるいは事務所内いろんなところに掲示をお願いしたいと思っております。

それから、会議等でも、先ほど議員からもありましたように、これは障害者に限ったカードマークではありませんので、いろんな会議を通して普及をしていきたいと思いますが、先日も療育支援会議でもこのヘルプマーク、ヘルプカードについては紹介をいたしましたので、機会があるごとにできればこういうマークがあることを周知をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。これで質問は終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで福島照男君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時10分とします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時09分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第1号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、議案第1号南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

今回の改正は、組織機構の再編として、町の健康・福祉、生活環境政策の強化のため、「福祉事務所」を「保健福祉課」から分離し、「保健福祉課」を「くらし保健課」に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第3号は、「保健福祉課」を「くらし保健課」に名称変更するものでございます。

第5条は、くらし保健課の事務分掌について定めるものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の1ページをお開きください。

附則第1項は、施行期日について、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、南種子町議会委員会条例について第2条中「保健福祉課」を「くらし保健課」に改めるものでございます。

附則第3項は、南種子町福祉行政推進対策審議会条例について、第7条中「保健福祉課」を「福祉事務所」に改め、第8条第2項中「保健福祉課長」を「福祉事務

所長」に改めるものでございます。

附則第4項は、南種子町子ども・子育て会議条例について、第8条中「保健福祉課」を「福祉事務所」に改めるものでございます。

附則第5項は、南種子町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例について、第4条中「保健福祉課」を「福祉事務所」に改めるものでございます。

附則第6項は、南種子町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例について、第7条中「保健福祉課」を「くらし保健課」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 課の設置については、異論はないわけではありますが、この条例の新旧対照表の中で、改正前の条例では、国民年金に関すること、歯科診療事業に関すること、老人保健に関する事業の事務が改正後にはないわけではありますが、福祉事務所として、どのようにとられているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今回の国民年金に関する業務、また、福祉センター、民生委員、敬老祝い金関係の福祉事務所外の業務についても、今現在、保健福祉課のほうで取り扱って、福祉系のほうで担当しているところでございますので、これらについては、南種子町福祉事務所長に対する事務委任規則というのがございます。この中で、地方自治法の第153条第2項の規定によりまして、町長の権限による事務を福祉事務所長に委任するということがございますので、併せて規則改正を行って処理をいたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○9番（塩釜俊朗君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） これは確認なんですけども、新たに福祉事務所長は、もう課長職を配置するということによろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 前町長のときに、この福祉事務所ができました。そして兼務で所長を現課長がやっております。業務としては、これまで県のほうでやっていた福祉事務所関係の仕事、業務が増えてきておりますけれども、以前から私は申し上げていますが、現在の保健福祉課については、他市町においては、3つの課ないし、西之表市あたりでは4つの課に分かれております。それだけボリュームが非常に大

きくなっている課でありまして、これが現在まで、ずっとこのまま来ておりますから、それにさらに福祉事務所も管轄ということになってきましたので、私はやっぱりここ数年ずっと見ておりまして、これはしっかりと管理監督が行き届くような、そして、それぞれの業務をしっかりと対応できるような体制にするべきだということで、今回は別々に分離をいたしまして、それぞれ課長がしっかりとそこに配置をするということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第2号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案第2号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正の内容につきましては、定住促進空き家活用住宅の共益費の徴収・納付方法及び令和4年度離島活性化交付金事業で実施をしております、下中里住宅の改修工事が完了見込みでありますので、4月から入居開始のため空き家の設置と家賃を追加するものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

条例第15条第2項に共益費として入居者から徴収しまして、第3項において、納付については、家賃と同様の方法で納める内容を明記したところでございます。

ここでは、浄化槽の維持管理を町が契約をして行っておりますので、年間の契約料を月割で入居者が負担をして、町のほうへ納めるということにしております。

別表第1、別表第2につきましては、新たに住宅名称・位置を定め家賃を設定するものでありまして、別表第1で新たに、下中・里住宅、南種子町中之下1154番地を追加いたしまして、別表第2で下中・里住宅、家賃月額4万円を追加するものでございます。

次に、改正条例本文を御覧いただきたいと思っております。

附則といたしまして、施行期日については、令和5年4月1日を施行日としているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） この下中の里住宅、家賃が4万円になっています。ほかのところが3万5,000円です。この4万円の試算根拠とほかの住宅との違いを教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、空き家の改修の工事に必要であった事業費の関係であったりとか工事費であったり、あと、家主のほうには固定資産税部分をお支払いするというところでありますけれども、この家賃の設定については総工事費から算出をしております。ほかの地域については3万円、3万5,000円となっておりますが、今回のこの里集落については4万円となっております。

工事費から算出をしているということです。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。福島照男君。

○2番（福島照男君） 工事費でかかった経費が高かったから変わるというのはよく分かるんですが、じゃあ、今後、また新たにこういう住宅が発生した場合は、その住宅状況の改修度合いによって、個々に家賃は変わりますよというような認識というか、捉え方の理解でよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） はい、そのようになります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 南種子町再編交付金事業基金条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第3号南種子町再編交付金事業基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号は、南種子町再編交付金事業基金条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本基金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条に基づき交付される再編交付金を有効に活用していく必要があることから、新たに基金を設置するものでございます。

それでは、本文を御覧ください。

第1条は、設置の目的であります。

続いて第2条は、積み立てる額について定めるものでございます。

第3条は、現金の管理について定めるものでございます。

第4条は、益金の処理について定めるものでございます。

第5条は、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、処分ができる旨を定めたものでございます。

第6条は、委任について定めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 基金設定には全く同意いたすんですが、たしかこれ利活用の期

限があったかなと思っているんですけど、そこら辺の確認だけさせていただきますか。いつまでも基金に積んどいたらいいという内容のもんではなかったような気がするんですが、期限について分かればお教えいただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 目的に達する期間ということでございますので、10年間の期間でありますので、10年間のめどに使っていくということになるかと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号南種子町再編交付金事業基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第4号南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第4号について御説明いたします。

議案第4号は、南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、令和5年4月1日より、安全に関する事項についての計画を各事業所・施設において、策定を義務づけることとしたため、また、業務継続計画の策定が努力義務として設けられたため所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第6条の2が新たに設けられ、第1項で安全計画の策定について、第2項で計画の職員への周知と研修・訓練の実施について、第3項で保護者への計画の周知について、第4項で計画の見直しについて規定をしております。

第12条の2については、第1項で業務継続計画の策定について、第2項で計画の職員への周知と研修・訓練の実施について、第3項で計画の見直しについて規定しております。

第13号中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない」とするものです。

本文に戻りまして、附則でこの条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

ただし、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） この放課後の児童健全育成事業の事業者になるんですが、これは南種子町以外に、保育園の保育事業も、この範囲に該当するかどうかだけ、確認ですが、教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） すみません。今回の省令の改正については、放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関するということでうたっておりますので、そこら辺詳しく把握しておりません。できれば、保育所のほうへ確認いただければありがたいです。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） ここは事業者範囲の確認だけですので、また確認が取れたら教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第5号南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号は、南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、河内温泉センターの使用料の見直しについて、令和3年4月から一部見直しを行ったところですが、そのとき見直しを行わなかった家族湯の使用料の見直しを行い、減少傾向にある家族湯の利用促進を図るものであります。

新旧対照表を御覧ください。現在、家族湯の使用料については、2時間以内2,000円となっておりますが、これを1時間1,000円とするものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第6号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、現在、出産育児一時金については、現行40万8,000円に産科医療保障制度掛金1万2,000円を加算して42万円支給しておりますが、出産一時金の総支給額を50万円とすることとなったため改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものでございます。

附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、この条例の施行日の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につ

いて

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第7号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しについて国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条第3項は、国民健康保険税の内訳のうち、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円に改めるものでございます。

第12条は納期について規定の整備を行うものです。

第23条第1項は、国民健康保険税の減額について、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円に改め、次ページ、第2項で、軽減判定所得の基準額を5割軽減の場合、29万円、第3号で、2割軽減の場合、53万5,000円に改めるものでございます。

続いて改正附則を御説明いたします。資料の2枚目をお開きください。

第1条といたしまして、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条で、改正後の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までにつきましては、従前の例によることを定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第14、議案第8号南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、向江武司君。

- 水道課長（向江武司君） それでは、議案第8号について御説明いたします。

議案第8号は、南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、別表に定める給水区域の地区名表記の統一を図るため見直しを行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、お聞きください。

別表の改正前では、上中地域は自治公民館名での表記であります。その他の地域については、字名で表記されておりましたので、今回、現行の上中地域に合わせて、その他の地域も字名から自治公民館名に見直し、地区名表記の統一を図るものであります。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の2ページをお聞きください。

附則第1号、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

- 議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第9号）

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第15、議案第9号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第9号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、各事業費の確定、執行残及び実績見込みによる今後の所要額を補正するもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,994万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,713万4,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費については、計15件でございます。

まず、総務費、社会保障・税番号システム整備に伴うシステム改修事業については、現在利用している戸籍システムのバージョンアップが必要となることなどシステムの改修作業に時間を要し、年度内完成が見込まれないために、721万6,000円を繰り越すものでございます。

次に、民生費、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業については、全国的な半導体不足により納品が大幅に遅れるなど年度内完成が見込まれないため、501万円を繰り越すものでございます。

次に、農林水産業費、有機農業産地づくり推進緊急対策事業については、国の令和4年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、1,175万1,000円を繰り越すものでございます。

次に、畜産担い手育成総合整備事業については、設計段階において地盤改良が必要となるなど不測の事態が生じたことなどから年度内完成が見込まれないため、1,772万9,000円を繰り越すものでございます。

次に、商工費、観光再始動事業については、国の令和4年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、8,000万円を繰り越すものでございます。

次に、土木費、恵美之江線道路改良事業については、本路線は民間宿泊施設に通じる道路であり、地元通行者との通行規制期間などの調整に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込まれないため、494万2,000円を繰り越すものでございます。

次に、生活道路対策事業については、公安委員会、警察との交差点協議の調整に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込まれないため、5,000万円を繰り越すものでございます。

次に、橋梁長寿命化修繕事業及び大瀬橋補修事業については、事業執行に当たって一部通行止めが必要であり、地元耕作者との調整に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込まれないため、合計で808万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、上中西之線交通安全対策事業については、公安委員会、警察との交差点協議や学校等地元関係者への説明調整に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込まれないため、1,500万円を繰り越すものでございます。

次に、本町共栄線災害防除事業については、相続問題等により用地取得に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込まれないため、4,100万1,000円を繰り越すものでございます。

次に、公営住宅等補修工事については、年末以降の入札不調などを考慮し工事発注の平準化を図るため、507万円を繰り越すものでございます。

次に、消防費、島間分団詰所建設事業については、資材調達の遅れや型枠・鉄筋工員の確保に時間を要することなど不測の事態が生じたことなどから年度内完成が見込まれないため、5,300万円を繰り越すものでございます。

次に、教育費、町内小学校・中学校営繕工事については、年末以降の入札不調などを考慮し工事発注の平準化を図るため、合計で1,100万円を繰り越すものでございます。

次に、第3表の債務負担行為補正については、変更5件で、入札執行に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、第4表、地方債補正については、変更2件、廃止1件であります。

まず、過疎対策事業債については、県営土地改良事業負担金などの確定に伴い変更するもので、限度額を2億3,220万円とするものでございます。

次に、緊急自然災害防止対策債については、農業農村環境整備事業費などの確定に伴い変更するもので、限度額を1,190万円とするものでございます。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目直しをお願いいたします。

次に、災害復旧事業債については、農地農業用施設補助災害復旧事業費の確定、

補助金の増額に伴い、起債可能額が低額となったために、廃止するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明しますが、人件費については、職員の人事異動等に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、11ページをお開きください。

まず、議会費については、議員の報酬の減額が主なもので、125万3,000円を減額するものでございます。

次に、12ページ、財産管理費については、役場施設空調設備点検業務委託の減額が主なもので、298万円を減額するものでございます。

次に、13ページ、地域振興費については、移住支援事業補助金の減額が主なもので、148万3,000円を減額するものでございます。

次に、14ページ、地方創生臨時交付金事業費については、地域まるごと応援クーポン券支給事業の減額によるもので、285万3,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、デジタル推進費については、地域活性化企業人派遣元企業負担金の減額によるもので、140万円を減額するものでございます。

次に、15ページから16ページ、参議院議員選挙費については、選挙費用確定に伴い減額するもので、171万2,000円を減額するものでございます。

次に、17ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費など扶助費の減額が主なもので、4,121万6,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、母子福祉費については、児童扶養手当など扶助費の減額が主なもので、388万1,000円を減額するものでございます。

次に、18ページから19ページ、児童福祉総務費については、子供のための教育・保育給付費など扶助費の減額が主なもので、2,524万3,000円を減額するものでございます。

次に、20ページ、臨時特別給付金事業費については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金など扶助費の減額が主なもので、432万7,000円を減額するものでございます。

次に、21ページ、予防費については、定期予防接種委託の減額によるもので、253万1,000円を減額するものです。

次に、22ページ、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費については、事業費確定に伴い減額するもので、572万9,000円を減額するものでございます。

次に、23ページ、農業委員会費については、農業委員等報酬の増額が主なもので、330万1,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから24ページ、農業振興費については、国の令和4年度補正予算に伴う有機農業産地づくり推進緊急対策事業の増額が主なもので、1,051万2,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、畜産振興費については、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会負担金の減額が主なもので、485万7,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、農地費については、県営土地改良事業負担金の減額が主なもので、470万8,000円を減額するものでございます。

次に、25ページ、地籍調査費については、地籍調査測量業務委託の減額が主なもので、147万4,000円を減額するものでございます。

次に、26ページ、森林病虫害駆除事業費については、松くい虫防除事業委託の減額によるもので、504万6,000円を減額するものです。

次に、同ページから27ページ、商工振興費については、町商工会補助の減額が主なもので、165万3,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、観光費については、国の令和4年度補正予算に伴う観光再始動事業委託の増額が主なもので、7,824万1,000円を増額するものでございます。

次に、31ページお願いします。

31ページから32ページ、事務局費については、奨学資金貸付金の減額が主なもので、444万8,000円を減額するものでございます。

次に、33ページ、小学校学校営繕費については、小学校環境整備委託の減額が主なもので、101万6,000円を減額するものでございます。

次に、34ページ、中学校学校営繕費については、中学校営繕工事の減額が主なもので、205万円を減額するものでございます。

次に、同ページから35ページ、社会教育振興費については、青少年交流事業補助の減額が主なもので、167万7,000円を減額するものでございます。

次に、36ページ、赤米館運営費については、赤米伝統文化連絡協議会負担金の減額が主なもので、135万5,000円を減額するものでございます。

次に、37ページから38ページ、学校給食費については、学校給食センター基本設計業務委託の減額が主なもので、660万3,000円を減額するものでございます。

次に、39ページ、農地農業用施設補助災害復旧費については、工事請負費の減額によるもので、166万円を減額するものでございます。

次に、同ページ、繰出金については、各特別会計への繰出しによるもので、898万4,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから40ページ、南種子町再編交付金事業基金積立金については、先ほど設置条例を可決いただきましたので基金へ令和4年度再編交付金の残額

8,433万5,000円を積み立てるものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方消費税交付金については、実績見込みによる増額によるものでございます。

次に、同ページ、地方交付税については、補正対応のため財源留保しておりました、普通交付税2億3,823万4,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから4ページ、使用料及び手数料については、観光物産館使用料の増額、河内温泉センター使用料の減額が主なものでございます。

次に、同ページから6ページ、国庫支出金については、地方創生臨時交付金の減額、観光再始動事業補助金、特定防衛施設再編交付金などの増額が主なものでございます。

次に、同ページから8ページ、県支出金については、子供のための教育・保育給付費県負担金の減額、有機農業産地づくり推進緊急対策事業補助金の増額が主なものでございます。

次に、同ページから9ページ、繰入金については、歳入決定や不用額等の減額に伴い、合計で3億2,652万1,000円を繰り戻すものでございます。

次に、同ページ、諸収入については、町村有建物共済災害共済金の減額が主なものでございます。

最後に10ページ、町債については、職員住宅改修事業債の減額、島間港改修事業債の増額が主なものでございます。

以上で説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、今後の審議において、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の1 議会費、11ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の2 総務費、11ページから16ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の3 民生費、16ページから20ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の4 衛生費、21ページから22ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の6 農林水産業費、23ページから26ページ、質疑ありませんか。

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の7商工費、26ページから27ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の8土木費、27ページから30ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の9消防費、30ページから31ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の10教育費、31ページから38ページ、質疑ありませんか。
9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 補助金のほうで、委託料ですね、学校給食センターの基本設計業務委託、これが562万9,000円減額をしております。これについては、令和4年度の第2回の定例会で予算計上をしておったところではありますが、そのときの答弁として、6年度に事業導入をしたいというふうな考え方があると、そういうふうな答弁であったわけでありましてけれども、この562万9,000円、減額の理由として、どういふふうな内容であるのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 給食センター所長、松山砂夫君。

○給食センター所長（松山砂夫君） 学校給食費の委託費、学校給食センター基本設計業務委託ですけれども、当初は、国の補助なども活用して、町で建設をする方向で考えておりましたけれども、昨今の資材高騰などの影響によって、予定をしていた建設費が大きく上回るといったことから、幅広くあらゆる手法をとということで、民間を活用した、いわゆるPPP事業なども含めた検討をしていくことで、今年度の基本設計を見送り、今回減額をするものでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 今、所長の答弁をいただきましたけれども、これについては、令和5年度の予算措置としてもなされておられませんので、今、所長が言われたような方法を、今後検討をして、大体いつ頃の目安として、給食センターの設置まで入っていくのかどうか、そのことが分かりましたらお聞きしたいと思います。どうですか。

○議長（広浜喜一郎君） 給食センター所長、松山砂夫君。

○給食センター所長（松山砂夫君） もう本年度から、あらゆる給食センターの民間業者ともいろいろ情報を集めておりますので、令和5年度内に大体方向性を決めて、基本設計まで、できればいきたいんですが、令和6年度、令和7年度をめどに建設

をしていこうというふうに思っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま給食センター所長のほうからも説明がありましたが、当初は給食センターのほうも、早急に直営の在り方で、町でということ考えを持っておりましてけれども、やっぱり非常に今資材高騰が激しい状況であります。今、町内に民間の協力も得て、住宅建設も行っておりますけれども、まずは再編交付金のことも、これから新しい年度での組み立てになりますけれども、それと併せて、かなりの事業ボリュームが出てきます。そういった中で、この急ぐものについては、やっぱり、ほかのものとの調整をしながら緊急性を優先をしてやらなければならないと思いますけれども、この給食センターについては、ただ学校給食のそれだけに活用する在り方の給食センターでもって町が直営で運営する、その方式がいいのかどうか、根本からもう少し協議をし直して、そして民間でいろんな方式が全国にあるようでありますので、どういった形での建設方向に持っていったほうがいいのか、それはちょっと御意見をいただきながら、今後しっかりと令和5年度で検討したいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。教育費、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の11災害復旧費、38ページから39ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の12公債費、39ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の13諸支出金、39ページから40ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入。款の7地方消費税交付金から款の21町債まで、一括して質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 財産の売払い、生産物の売払い収入で、205万3,000円減額補正であります。堆肥の売払いについては、年度当初2,014トンぐらいでしたか、販売計画で、その後3,000トンの完熟堆肥の供給を目指すということで、12月も原料調達で200万円補正をされたと記憶しておりますが、おおむね205万3,000円というのは、代金に置き換えると200トン、量に置き換えるとな。散布量を含めてそういった約おおむねの数値であります。全トン、精力的に販売量を増やすという補正目標からすると2割相当の減になるわけですが、現状で、現段階で、205万3,000円減額に至った経緯について若干説明を加えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 財産収入の生産物販売収入であります。堆肥販売、売払金ですが、205万3,000円の減額ということになります。

令和4年度計画を昨年実績から、堆肥センターの計画の2,117トンから約1,000トン近く増やした形で3,000トン为目标ということで、議員が言ったような形で令和4年度目標を立てておりました。

12月から1月の初旬に事業申込み等を取ったわけですが、その申込み等を踏まえて、その数量自体の200トン程度が減るんじゃないかという予測で今回販売収入の減ということでしたが、2月になって、また再度事業申込み等がかなり出てきたり、需要が出てきておりますので、2,800トン以上は今の現段階で来るんですが、この減額をしたのは12月から1月末の事業申込量から算定して減額ということになっております。

その後、また改善されておりますから、目標とする3,000トン近くまではどうにか行けるんじゃないかなということで、推進を図っているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 課長、アンケートを取って、200トンぐらいの減少が見込まれたということに基づき減額補正ということですが、片一方、町長が言われているように有機農業に取り組むという積極的な施策の中で、こういった投入へのオルグ活動を図ってきているのか、そういった面からの答弁を願います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 12月から1月のアンケートじゃなくて、堆肥関係の事業、投入事業の助成事業をしているんですが、その申込みの、12月、1月まで締め切った段階の判断ということで、追加申込みも取っておりましたので、その分の内容ということで、12月から1月分の状況で、200トン減額ということになります。

堆肥の使用料関係の推進につきましては、町単独の事業関係で持続可能な農業推進ということ企てまして、幅広く全作物に近い作物対象ということで町民に呼びかけをして、堆肥投入の普及推進等を図っております。

それと有機農業関係では、有機農業を生産をしております耕作放棄地の解消対策を行って、その中で堆肥投入ということで、生産物が可能な限りの堆肥を活用した形で推進を図ってきております。いろんな角度から国の事業、県の事業、堆肥投入事業等もありますので、そういうような部分については各作物で事業を導入したりとかいうことで活用しております。

以上、内容でお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長、町長から土づくり、まあ非常に痩せてきているという実態を捉えられて、有機質の投入、完熟堆肥の投入ということで、加えて、消費の趣向的にも減農薬といいますか、化学肥料低減等々を踏まえて、有機農業の推進に頑張っておられるわけですが、他方、いろいろなメニュー事業への投入量からして、今回200トン減額する。町長として、積極的に土づくりのための、あるいはまた有機農産物の生産のためにな、イクグミというか、具体的な部分がね、こういった12月に増額の補正をして、3月1日には減額をする。ちょっと整合性が、いまいち苦しむところがあります。町長から答弁願います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

まさに議員が言われることはごもつともだと思います。当初、この堆肥を投入をする。町が支援をしていく。この事業において、私もいろんなところから声が届けられました。そしてやっぱり、このさとうきびにしろ、園芸にしろ、振興会に入っている方々にこの支援が行われて、そしてまたそれに入っていない方々、いろんな方々からその補助を受けられない方々からの声も届けられたところでもあります。

これは、私がずっとこれまで申し上げてきているような、そしてまた、目指すものとちょっと、これは私も理解に苦しむものところでしたので、途中からでもこういうことがあってはおかしいということを総合農政課のほうには申し上げました。

やっぱり全町民が使える、そして、そこに支援をしていく、そして、全ての方にこれが活用していただけるような環境をつくるというのはもう当たり前のことだと思いますので、途中からですけれども、これを検討いただいて、これが使えるようになってきていると思います。

今回は、これ中途からでしたので、このようなことになっているかと思えますけれども、担当課のほうにおいてもこういう方向性をしっかりと打ち出して、増産もして、堆肥をそれだけ投入していくということに基づいて、やっぱりしっかりと組み立てをやらないといかんのだろうというふうに思います。

次年度からは、これがそういう途中からではなくて、年度当初からそういう使われ方を、そして、幅広く皆さんに回るようなそういう仕組みにならなければならんと思っていますので、今後そこは徹底をさせたいと思います。

そのほかに、いろんな分野からいろいろお声を頂いております。そして、国のほうでもこういう有機の関係、それでSDGsの関係、環境について進めておりますから、私どもの町はやっぱりやれるところについて、これをしっかりやりながら、そしてまた、先ほどから議員の質問もありますけれども、これと基幹作物も、これ

は全てにおいてやっぱりうまく調整をしながらやらなければなりませんので、いろいろな課題があると思いますけれども、御意見を賜りながらしっかりと対応していきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、繰越明許費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第3表、債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第4表、地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、議案第10号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第10号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,436万1,000円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億839万4,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の1 国民健康保険税につきましては、賦課更正等によるもので、268万1,000円増額するものでございます。

款の6 県支出金につきましては、普通交付金9,201万3,000円の減額、特別交付金につきましては、交付決定見込みによる補正で、20万4,000円減額するものでございます。

款の10繰入金でございますが、一般会計繰入金は職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金合わせて442万4,000円の減額、国民健康保険基金繰入金134万8,000円の減額であります。

款の12諸収入の延滞金につきましては、収入見込みにより95万円の増額と雑入3,000円減額するものでございます。

次に、歳出、5ページをお願いいたします。

款の1 総務費につきましては、総務管理費では普通旅費の減額が主なもので、11万3,000円の減額、徴税費では普通旅費や通信運搬費の減額で39万6,000円を減額するものでございます。

款の2 保険給付費につきましては、項の1 療養諸費で、負担金で診療報酬7,650万円の減額補正が主なもので、7,798万7,000円減額となります。

項の2 高額療養費では、負担金、一般被保険者高額療養費1,400万円の減額補正です。

款の6 項の1 保健事業費、項の2 特定健康診査等事業費につきましては、人間ドックの補助金40万円の減額や特定健康診査等の委託料44万4,000円の減額が主なもので、合わせて144万8,000円減額するものです。

款の9 諸支出金は、直営診療施設勘定繰出金41万7,000円減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第17、議案第11号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第11号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,910万5,000円を減額し、予算の総額を7億1,021万3,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて、歳入から御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって減額するものです。

歳入の4ページ、款の10繰入金、項の1一般会計繰入金につきましては、給与費等繰入金33万円の減額と介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって減額するものでございます。

項の2基金繰入金につきましては、歳入と歳出の差額567万4,000円を減額するものです。

款の13諸収入については、利用者負担金の減額で4万9,000円減額するものです。

次に、歳出6ページをお願いいたします。

款の1総務費については職員手当の減額で、2万6,000円減額するものです。

項の3介護認定審査会費につきましては、委員報酬の減額が主なもので、30万4,000円減額するものです。

款の2保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、項の1介護サービス等諸費で1,900万円の減額、項の2介護予防サービス等諸費で50万円の減額、項の6市町村特別給付費で30万円の減額、項の7特定入所者介護サービス等費で500万円減額するもので

ございます。

款の5 地域支援事業費につきましては、項の4 介護予防生活支援サービス事業費の負担金補助の減額が主なものでございます。

項の5 一般介護予防事業費につきましては、報償費の減額が主なもので、37万5,000円減額するものです。

項の7 包括的支援事業及び任意事業につきましても、目の1 総合相談事業費から目の8 地域ケア会議推進事業費まで実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 6ページ、7ページに当たるんですが、保険給付費のところのことごとくマイナス補正がされています。コロナに関係なく介護は必要とされると思うんですが、この減額に至った最大の要因は何か教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 今回、保険給付費につきましては、実績見込みといたしますか、それで減額になっているところではありますが、基本的には当初におきまして若干多めにといたしますか、いろんな場合があったときに対応できるように、できるだけ多くのサービスが提供できるようにということで予算を計上しております。ここ3月補正をするに当たって、大体今年度の所要額が見通せましたので、減額をするところでもあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第5号)

○議長（広浜喜一郎君） 日程第18、議案第12号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第12号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ152万4,000円減額し、歳入歳出それぞれ9,171万6,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の1後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料収納見込みにより75万円減額するものでございます。

款の4繰入金でございますが、事務費等繰入金58万5,000円減額するものでございます。

款の6諸収入でございますが、預金利子1,000円の増額と雑入19万円を減額するものでございます。

次に、歳出4ページをお願いいたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金であります。被保険者保険料納付金75万円を減額するものでございます。

款の3保健事業費につきましては、健康診査費等検査費及び長寿健診・長寿健康増進事業費の実績見込みにより77万4,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第19、議案第13号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 議案第13号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条は業務の予定量で、4項中、主要な建設改良事業、水道施設改良等事業2,400万円を1,700万円に、配水管移設事業1,370万円を405万5,000円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入を3万5,000円減額し、2億6,095万2,000円、支出を66万8,000円減額し、2億4,884万6,000円とするものでございます。

1 ページ下段から2ページになります。

第4条は資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入を26万4,000円減額し、1億3,384万5,000円、支出を54万5,000円減額し、2億1,207万5,000円とするものでございまして、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額7,851万1,000円は当年度損益勘定留保資金6,848万3,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,002万8,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,823万円は当年度損益勘定留保資金6,822万8,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,000万2,000円」に改め、補填するものであります。

2 ページになります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の既決予定額を補正するもので、職員給与費を20万円増額し3,600万円に改めるものでございます。

3 ページについては、お目通しをお願いいたします。

4 ページをお開きください。

予算事項別明細書について御説明いたします。

まず、収益的収入になります。

款の1水道事業収益、項の1営業収益につきましては、事業者指定更新に伴う実

績が主なもので、手数料3万5,000円減額するものでございます。

次に、収益的支出となります。

款の2水道事業費用、項の1営業費用を66万8,000円減額するものでございます。内容につきましては、目の1原水及び浄水費の取水や浄水場に関する経費、目の2配水及び給水費の配水施設や給水関連の経費、目の4総係費を決算見込みにより減額するものでございます。

目の5減価償却費については、決算見込みにより増額するものでございます。

5ページをお開きください。

款の3資本的収入になります。項の5工事負担金、目の1工事負担金を実績により26万4,000円減額するものです。

款の4資本的支出となります。項の1建設改良費、目の1建設改良費を54万5,000円減額するもので、工事請負費の実績が主なものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 議長、関連でお許しを頂きたいと思ひます。低廉で衛生的な安全な生活水の供給という観点からお尋ねをしますが、12月に大宇都下水排水路整備工事が契約をされておりますが、大宇都には水源地が所在をしておりますが、複数、この地域への影響はないところでしょうか、関係ないですか。あるなしと、できれば建設課長に場所を提示いただきたい。

○議長（広浜喜一郎君） 関連質問で、水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 大宇都下水路の関係でございますが、適切に道路の排水に排出されていると思ひますので、周辺には水源地は直近にはないので、大丈夫だと思ひます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） 大宇都下水排水路工事の場所につきましては、大宇都の茅切商店からゴルフ場に向かう三差路がありますけど、三菱重工の社宅があります。その線になります。（「議長、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

ここで午後2時45分まで休憩します。

—————・—————
休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第14号 令和5年度南種子町一般会計予算

日程第21 議案第15号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第22 議案第16号 令和5年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第23 議案第17号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第24 議案第18号 令和5年度南種子町水道事業会計予算

○議長（広浜喜一郎君） 日程第20、議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算から日程第24、議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

議案第14号から議案第18号までの令和5年度予算案件5件について順次説明を求め、総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して審議することになっております。

初めに、議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。

総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算については、先ほど町長から予算編成方針及び提案理由の中で概要を御説明申し上げましたので、私からは本日配付しております令和5年度当初予算資料A4サイズの3枚つづりに沿って増減の大きいものを中心に概要の御説明を申し上げます。こちらのほうになります。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計の歳入総額については53億8,000万円で、前年度比7.9%、4億6,000万円の減となっております。

まず、町税については令和4年度実績見込みと町内経済状況を勘案し、前年度比9.1%増の8億849万7,000円となっております。

次に、地方譲与税から地方特例交付金については令和4年度実績見込みと令和5年度地方財政計画などを勘案して試算しております。

次に、地方交付税については、国は令和5年度の地方交付税総額を出口ベースで前年度比1.7%増としておりますが、算出方法改正等の諸要因を勘案し、前年度比2.0%減の24億円を計上しているところでございます。

次に、使用料及び手数料については、前年度比2.1%増の9,998万5,000円となっており、観光物産館使用料の増によるものでございます。

次に、国庫支出金、県支出金については、国、県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上したところでございます。

国庫支出金は前年度比14.3%減の5億6,233万3,000円となっており、交通安全対策補助金の増、防災・安全社会資本整備交付金、離島活性化交付金の減などによるものでございます。

県支出金は前年度比0.7%増の4億3,474万5,000円となっており、県地域振興事業補助金、子ども・子育て支援整備交付金の減、野木田遺跡発掘調査に伴う経営体育成基盤整備事業委託金の増などによるものでございます。

次に、寄附金については、前年度同額の1億5,000万円を見込んだところでございます。

次に、繰入金については、減債基金、財政調整基金、目的基金などから前年度比23.6%減の3億4,436万2,000円を繰り入れることとしております。

繰入額充当状況は4ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、諸収入については前年度比32.3%減の6,996万4,000円となっており、畜産担い手育成総合整備事業の減などによるものでございます。

次に、町債については、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置のある有利債を活用することとしており、前年度比51.5%減の2億4,070万円となっております。

起債事業の内訳については4ページに記載してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を説明いたします。

2 ページをお開きください。

歳出については、目的別と性質別で示してございます。

目的別比較表から御説明をいたします。

まず、総務費については前年度比0.5%減の8億4,600万3,000円となっております。特定地域づくり事業推進補助金、選挙運動費用公費負担金の増、定住空き家住宅改修事業の減などによるものでございます。

次に、民生費については前年度比3.9%減の10億3,139万4,000円となっております。老人ホーム入所措置費の増、障害者自立支援給付費の減などによるものでございます。

次に、衛生費については前年度比8.2%減の4億9,079万5,000円となっております。し尿汚泥運搬費用補助金の増、清掃センター改修事業の減などによるものでございます。

次に、農林水産費については前年度比18.9%減の5億1,589万円となっております。県営土地改良事業負担金の増、育苗ハウス・湧水施設改修事業の減などによるものでございます。

次に、商工費については前年度比9.2%減の9,909万2,000円となっております。雇用機会拡充事業の増、種子島南部観光周遊ルート整備事業の減などによるものでございます。

次に、土木費については前年度比31.9%減の3億7,838万5,000円となっております。恵美之江線道路改良事業の増、道路建設単独事業、公営住宅建設事業の減などによるものでございます。

次に、消防費については前年度比15.9%減の2億902万8,000円となっております。島間消防詰所整備事業の減などによるものでございます。

次に、教育費については前年度比0.5%減の4億9,851万1,000円となっております。野木田遺跡発掘調査事業の増、小・中学校営繕工事の減などによるものでございます。

次に、公債費については前年度比0.7%減の7億9,118万1,000円となっております。令和元年度に許可された中山間事業、令和2年度に許可された恵美之江線道路改良事業の元金償還開始、平成21年度に許可された畜産施設整備事業、中平小建設事業、平成24年に許可された上中本村線道路改良事業の償還終了によるものでございます。

次に、諸支出金については前年度比3.7%の減、4億2,973万8,000円となっております。各特別会計への繰出金の減によるものでございます。

次に、3 ページの性質別比較表をお願いいたします。

まず、義務的経費については前年度比0.8%減の25億3,913万3,000円となってお

り、障害者自立支援給付費など扶助費の減によるものでございます。

次に、投資的経費については前年度比54.6%減の2億9,376万6,000円となっております。道路建設単独事業、公営住宅建設事業、島間消防詰所整備事業の減などによるものでございます。

次に、その他の経費については前年度比3.3%減の25億2,710万1,000円となっております。

まず、物件費については前年度比1.8%増の8億5,927万5,000円となっており、電気自動車導入に伴うリース料、野木田遺跡発掘作業委託の増によるものでございます。

次に、維持補修費については前年度比52.9%減の6,450万5,000円となっており、農業用施設維持管理の減によるものでございます。

次に、貸付金については前年度比36.4%減の2,042万6,000円となっておりまして、種子島森林組合貸付金の減などによるものでございます。

次に、繰出金については前年度比7.2%減の2億8,308万1,000円となっており、各特別会計への繰出金の減によるものでございます。

以上で、性質別の説明を終わります。

次に、地方債について説明いたしますので、予算書をお開き願います。

表紙から5枚目の裏面をお開きください。

第2表に、地方債については起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものでございます。

次に、最初のページに戻りますので、表紙を開けていただいて、条文をお願いいたします。

第3条の一時借入金については、その最高額を10億円に定めるものでございます。

次に、第4条、歳出予算の流用について、法令等で定められたもの以外で予算で定めるものについて、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、予算委員会の中で、それぞれ担当課より、資料に基づきまして御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで令和5年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第15号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第15号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

南種子町国民健康保険における医療費は、令和3年度が6億6,535万1,000円、令和2年度が医療費6億5,364万7,000円で、対前年度比1.79%、1,170万4,000円の増となっているところであります。

1人当たりの医療費は、令和4年度、40万5,237円、年間の平均被保険者数が1,613人、令和3年度で1人当たり医療費41万8,987円、年間の平均被保険者数は1,588人となっており、医療の高度化などにより増加傾向にあるところであります。

国保税は、国保事業の財源となるものであります。本町における保険税の状況は、現在、確定申告の期間中ではございますが、畜産、米については生産額が減少している状況にありますが、その他の作物においては例年並みの生産が見込まれている状況であります。

なお、国保税の令和3年度徴収率は97.2%となっているところであります。

医療費につきましては、健康増進の基本であります特定健診と特定保健指導の実施率60%を目指し、人間ドックや各種検診費用の助成をはじめ、本町の健康課題の解決につながる健康増進対策に取り組み、医療費の適正化を図りたいと考えております。

令和5年度の予算総額は8億3,656万5,000円となり、昨年度と比較しますと7,652万3,000円、8.38%の減となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第16号令和5年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第16号令和5年度介護保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和5年度は、「高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした第8期の介護保険事業計画3年目となります。事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築

を見据えて、2025年に向けて中長期的な視点で取り組み、地域包括支援センターなどの体制を強化し、公民館や介護保険事業所など関係団体と連携しながら、住民主体の介護予防活動の支援などを図ってまいります。

介護保険料は、所得金額等に応じた段階設定となっております。令和3年度から令和5年度までの第8期計画では、これまでと同様に所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準段階の9段階とし、今期の保険料基準額は月額5,900円、年額7万800円としているところでございます。

今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用増加と保険料負担水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするために、引き続き消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けているところでございます。被保険者への理解を図りながら、適正賦課及び収納に努めてまいります。

令和5年度の予算額は7億2,300万円で、昨年度と比較しますと1,100万円、1.49%の減となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いいたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第17号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第17号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

高齢者の方が安心して医療が受けられるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、国におきましては今後とも持続可能な制度となるよう検討が進められているところでございます。

今後の医療費の動向などを踏まえ、後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直しを行いますが、令和4年度と5年度に係る保険料に適用される保険料率は、均等割が5万6,900円、所得割が10.88%となっているところでございます。

また、賦課限度額に関しては、医療給付費の増加が今後見込まれる中、被保険者の納付意識の影響、中間所得層の負担のバランスを考慮して、賦課限度額を66万円としているところでございます。

本町における令和5年度の予算総額につきましては、9,491万5,000円で、昨年度と比較いたしますと、22万2,000円、0.2%の減となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計予算について説明を求めます。水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計予算の概要について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量です。これまでの実績に基づき、給水戸数を3,379戸、年間の総給水量を65万3,871立米、1日平均給水量1,791立米を予定し、主要な建設改良事業は3件で総額1億7,500万円を予定しています。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。収入の事業収益を2億4,251万円、支出の事業費用を2億5,162万2,000円としております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出です。収入合計を1億6,922万5,000円、支出合計を2億5,458万7,000円と予定しています。本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額8,536万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額816万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1,653万4,000円並びに当年度分損益勘定留保資金6,066万1,000円で補填するものとします。

第5条、企業債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めているところです。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

3ページをお開きください。

第7条、予定支出の経費の流用については、予備費を除く収益的収支と資本的収支における各項間に限るものとします。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費3,690万5,000円と定めます。

第9条、一般会計からの補助を受ける金額は7,000万円です。

第10条、たな卸資産の購入限度額を400万円と定めます。

第3条と第4条の主なものについて御説明いたします。

予算基礎資料の17ページをお開きください。

まず、収益的収入になります。

款の1 水道事業収益、項の1 営業収益 1億5,552万5,000円で、主なものは目の1 給水収益 1億5,480万円が水道料金でございます。

次に、項の2 営業外収益8,728万5,000円で、主なものは目の2 他会計補助金261万8,000円は水道事業債償還に伴う利子分となります。この補助金は、地方公営企業繰出基準による一般会計からの補助金です。

目の3 長期前受金戻入4,476万9,000円は固定資産取得時の補助金及び負担金の収益化になります。

目の4 資本費繰入収益3,938万2,000円は水道事業債償還に伴う元金分でもちかも地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入れです。

18ページをお開きください。

収益的収支となります。

款の2 水道事業費用、項の1 営業費用 2億2,094万7,000円で、内容につきましては、目の1 原水及び浄水費3,320万7,000円は、取水や浄水場に関する経費で、原水の水質検査手数料や各施設の機械ポンプ等の修繕に関する経費、施設の動力費と浄水場で使用する薬品費となります。

19ページをお開きください。

目の2 配水及び給水費2,708万9,000円は、配水施設や給水関連の経費で、漏水工事の修繕業務や水道メーター取替業務などの委託料、浄水の水質検査手数料、配水池や加圧ポンプ施設の動力費となります。

20ページから22ページ上段までをお開きください。

目の4 総係費5,926万円は、人件費と量水器計量、水道料金の収納事務等の委託料、施設維持管理に関する業務の一部を南種子町まちづくり公社に業務依頼する補助金などの経費となります。

22ページをお開きください。

目の5 減価償却費 1億565万1,000円は、土地を除く固定資産の償却費です。

目の6 資産減耗費420万円は、固定資産除却費とたな卸資産減耗費となります。

次に、項の2 営業外費用1,918万5,000円で、内容につきましては、目の1 支払利息及び企業債取扱諸費1,298万1,000円となり、主なものは節の1 企業債利息1,248万1,000円でございます。

目の2 消費税及び地方消費税は300万円の納付を予定しております。

次に、項の3 特別損失3万円は、過年度還付金等が発生したときの予算となります。

23ページをお開きください。

款の3 資本的収入です。主なものとして、項の1 企業債5,210万円、目の2 国庫補助金4,850万円が生活基盤施設耐震化等交付金、項の5 工事負担金4,047万6,000円が2件の水道施設等移転補償費、項の7 支出金2,800万円が生活基盤施設耐震化等交付金事業の支出金で、地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入金となります。

24ページをお開きください。

款の4 資本的支出です。項の1 建設改良費1億7,930万円で、主なものは目の1 施設改良費1億7,900万円で、第5 水源池施設移設調査設計業務の委託料と、道路改良工事等に伴う配水管移設工事、継続事業で水道施設耐震化等事業、中央地区第5 配水池築造工事及び各施設の機器更新として水道施設事業改良等工事の工事請負費となります。

次に、項の2 企業債償還金7,428万7,000円は、建設改良企業債償還金でございます。

以上で、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手元に配付の令和5年度一般会計・特別会計予算委員会分割付託表のとおり、これを付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第18号までの予算案件5件については、それぞれの委員会に付託して審議することに決定しました。

各委員会は、別紙、日程表に従って審議されるようお願いいたします。

日程第25 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第25、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第1号について御説明申し上げます。

同意第1号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之下1231番地1、氏名は古市雪枝、昭和41年1月27日生まれでございます。

本件は、令和5年1月31日付で園田昭眞委員が退職となったため、後任として古市雪枝氏を新たに任命いたしたくお願いするものでございます。

古市氏は、南種子町立学校の学校評議委員や南種子町教育委員会外部評価委員会委員などを長年にわたり歴任されており、適任者と認め提案いたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 教育長、これが同意された場合の古市氏の任期はどうなるんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 前任の園田昭眞委員があと、9月末までが任期でしたので、その期間を今度古市委員がなった際には、そこを務めていただいて、また次、議会に再任を求めることになろうかと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、塩釜俊朗君、1番、濱田一徳君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と指名を読み上げますので、
順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田 一徳議員	2 番	福島 照男議員
3 番	廣濱 正治議員	5 番	名越多喜子議員
6 番	柳田 博議員	7 番	大崎 照男議員
8 番	小園 實重議員	9 番	塩釜 俊朗議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、塩釜俊朗君、1番、濱田一徳君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票、有効投票のうち、賛成8票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月16日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時26分

令和5年第1回南種子町議会定例会

第 2 日

令和5年3月16日

令和5年第1回南種子町議会定例会会議録
令和5年3月16日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第14号 令和5年度南種子町一般会計予算
- 日程第2 議案第15号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第3 議案第16号 令和5年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第17号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第5 議案第18号 令和5年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第6 発委第1号 南種子町議会の個人情報保護に関する条例制定について
- 日程第7 委員長報告（産業厚生委員会・所管事務調査）
- 日程第8 委員長報告（自衛隊施設誘致調査特別委員会）
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 園田一浩君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君

教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	才 川 いずみ さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
保健福祉課長	濱 田 広 文 君	税 務 課 長	西 村 一 広 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	河 野 容 規 君
水 道 課 長	向 江 武 司 君	保 育 園 長	河 野 美 樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫 君	教 育 委 員 会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 直 樹 君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

- 日程第1 議案第14号 令和5年度南種子町一般会計予算
日程第2 議案第15号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第3 議案第16号 令和5年度南種子町介護保険特別会計予算
日程第4 議案第17号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
日程第5 議案第18号 令和5年度南種子町水道事業会計予算

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算から
日程第5、議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計までを一括上程いたします。
令和5年度予算議案については、各常任委員会に付託していたものです。審査の
経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、産業厚生委員会委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子産業厚生委員会委員長登壇]

- 産業厚生委員会委員長（名越多喜子さん） 令和5年度一般会計予算及び3特別会計
予算並びに水道事業会計審査報告書。産業厚生委員会委員長、名越多喜子。

産業厚生委員会に分割付託された、令和5年度一般会計予算及び3特別会計予算
並びに水道事業会計の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席の下、第2委員会室において、審議日程を3月2日木曜
日と3月3日金曜日の2日間と決定し、分割付託表に示された区分により、関係課
長・係長に出席を求め、審査を行いました。

まず、建設課の審査に入り、概要説明として、当初予算編成方針に基づき、第
6次長期振興計画を基本として、緊急性を要する事業を重点事業として取り組むこ
ととした。

主な事業として、社会資本整備総合交付金事業で、恵美之江線、轆之牧線の道路
改良事業、交通安全事業としてゾーン30区域内の生活道路の対策エリア、中之上地
区4路線の道路整備事業、通学路緊急対策事業で上中西之線歩道整備事業と本町共
栄線法面对策事業。

漁港・港湾については、利用状況や投資効果等も考慮しながら有効利用に向けた
施設の維持管理を行い、安全確保に努める。

道路維持については、南種子町まちづくり公社と連携を密にし、住民の安心・安

全な生活環境整備のため、地域の要望等に迅速な対応に努める。

道路ふれあい活動については、補助金の単価見直しや事務手続の簡素化を図り、地域の道路環境の保全及びボランティア活動を奨励します。

公園費は、宇宙ヶ丘公園、前之浜海浜公園、雪の子公園の補修・維持管理に努める。

河川管理については、町河川の環境整備を図るため、寄洲除去及び伐採、護岸の維持等、迅速な対応に努めます。

災害復旧については、道路等施設の突発的な災害に備えての予算を確保し、維持管理も含め、災害の未然防止と日常的な維持点検に努めるための予算編成とのことです。

質疑に入り、宇宙ヶ丘公園ゴーカート場跡地の今後の整備計画についてはどの問いに、旧ゴーカート場跡地については、駐車場と芝生広場を計画しておりますが、事業化については財政との協議も行いながら総合的に判断した上で実施することになります。

技術職員の募集は行っているかの問いに、広報紙やホームページに募集しているが、全国的に技術職員の応募については少ない状況だとのことです。

次に、企画課の審査に入り、概要説明として、本町は種子島でも特に観光資源の豊富な町であり、これまでも観光資源の発掘や整備を推進し、南種子町独自の観光振興を図っております。観光事業としては、各イベント開催に向けた支援や宇宙芸術祭への継続支援を行い、2025年大阪万博に向けたインバウンドへの取組を行います。ロケット祭りについては、45回目の節目を迎えることから、全国に本町の魅力をPRしていきます。

商工業の振興につきましては、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進するため、商工会やスタンプ会、特産品協会などと各種団体への支援を図る。

特定有人国境離島法関係については、交付金を活用し、雇用機会の拡充を図り、滞在型観光の促進、農産品の販売拡大の取組、島外へのPRに努めます。

消費者の安全確保については、高齢者の消費者トラブル防止など消費者行政の推進に努める。

観光物産館の運営については、観光物産館運営会議とともに観光客の集客に力を入れ、関係機関と連携を図りながら健全運営に努めるための予算編成とのことです。

質疑に入り、農産品販売を総合農政課とタッグを組んで販売拡大に取り組んでほしいが、今後の取組についてはどの問いに、東京の企業に依頼し、本町出身者等に協力を頂きながら、横浜や東京のデパートで種子島フェアということで、南種子町の農産品の販売を実施するようにしてある。総合農政課と協力をして継続して実施し

ていきたいとのことです。

次に、あおぞら保育園の審査に入り、概要説明として、令和5年3月末で20年6か月を経過している。園としての保育理念、保育方針、保育目標を基に、安全な施設を維持し、保育士の資質向上に努め、療育の必要な子供には専門機関との連携を図りながら、保護者の思いに寄り添い、安心して預けられる保育園運営に努めている。令和5年度は、3月2日現在、継続児64名、新規入園児3名の計67名の入園予定です。保育のICT化に取り組み、保護者の利便性向上と保育の質の向上に補助金事業を活用した地域子育て支援センターの継続実施のための予算編成とのことです。

質疑に入り、保育のICT化とはの問いに、簡単に言いますと、保育士がタブレットを使い、保護者のスマホにアプリを取り込んで、欠席や早退などの連絡が直接保護者とやり取りができるシステムを導入することで、保育士の負担軽減と保護者とのコミュニケーションが円滑にできるとのこと、保育の質の向上に努めるとのことです。

次に、保健福祉課の審査に入り、概要説明。保健福祉課は、令和5年度より、くらし保健課と福祉事務所に分かれることになりましたが、審査につきましては、本年度までの係体制で説明します。課内体制は5係1センターで住民に密着した行政事務を、国の施策を基本としながら積極的に実施し、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進している。超高齢化社会に適応した福祉サービスの推進、高齢者の幅広い社会参加と生きがいづくりの推進、障害者が自立した日常生活を営むための支援、子供の健康保持増進と子育て世帯の負担軽減を図ります。町民の健康増進を図るため、各種健診の推進、町民意識の向上に努めます。

環境衛生については、施設の適正管理、運用に努め、施設の延命を図ります。

各特別会計につきましては、医療適正化事業や特定健診、保健指導の充実、介護予防教室、訪問指導など地域支援事業の充実を図るための予算編成となります。

質疑に入り、出産費用の50万円の手当、支給はとの問いに、出産一時金は病院が代理で申請し、病院に支払う形となります。50万円を超えた場合については、その差額を本人に支給することになります。温泉センターの利用割合についての問いに、南種子町約58%、西之表市約20%、中種子町約10%、残り12%は島外者ですとのことです。

次に、農業委員会の審査に入り、概要説明として、農地法に基づく農地の売買、貸し借り、転用の審査や農地利用集積計画に対する意見決定のほか、農地等の利用の最適化の推進。すなわち、1、担い手への農地利用の集積・集約化、2、遊休農地の発生防止・解消、3、新規参入の促進を柱に取り組むための予算編成とのこと

です。

質疑に入り、遊休農地はどれくらいあるのか。また、解消地の面積と今後の農業委員会の方針はの問いに、令和4年度当初の遊休農地面積は約47ヘクタールで、令和3年度の実績として1.8ヘクタールの遊休農地を解消している。令和4年度についても有機農業の推進により解消が進んでいるとのこと。

次に、水道課の審査に入り、概要説明として、水道事業は、町民に欠かすことのできない重要な社会資本であり、町民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に必要不可欠な基盤施設である。各施設の適正な維持管理に努め、町民へ安定した安心な水道水の供給に努める。水道事業会計においては、施設の老朽化に伴う修繕費や人口減少に伴う給水収益の減少により、非常に厳しい経営状況になっており、事業活動に伴う収益的収支と水道施設整備のための資本的収支の予算編成とのこと。

質疑に入り、台風時の停電で発電機が間に合わなかった理由はなぜかとの問いに、準備はしていましたが、台風の一番強い時だったので、人命安全のため、現地への配置ができない状況であったとのこと。

次に、総合農政課の審査に入り、概要説明として、農林水産業を取り巻く状況は、貿易自由化の進展や環境問題等への世界的関心の高まりの中、高齢化による担い手農家の減少、耕作放棄地の増加、自然災害の激甚化、特殊病害虫の発生や温暖化による収穫量の減少、品質低下、漁獲量の減少など大きな影響を受けている中、国は生産力向上を持続的に構築するための温暖化削減や環境に配慮した施策を推進している。本町も国や県、民間団体と連携しながら、町民が希望を持って、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村を掲げ、各施策を推進しています。

農業の担い手となる後継者を育成する法人への支援政策の創設と雇用環境の充実、サツマイモ基腐病対策については、既存対策とバイオ苗供給体制の強化等栽培技術の向上と省力化、生産組織の育成を進めながら、土づくりや環境保全型農業（有機農業）の普及を図りながら生産活動を推進し、土地改良事業については、6地区の県営事業をはじめ農道及び用排水路など農業生産基盤の維持と地域営農への支援対策に努める。キャトルセンターの適正な運用と耕種部門との連携を図り、堆肥センターでは生産した良質堆肥の活用を促進します。

林業につきましては、林業人材の育成に努め、特用林産物であるシキミ・ヒサカキの生産拡大を推進する。

水産業については、つくり育てる漁業の推進と鮮魚・活魚の海上輸送費支援により水産振興を図る。

温暖な気候に恵まれた豊かな自然と広大な土地の特性を生かした農林水産業の推進のための予算編成とのこと。

質疑に入り、有機農業を推進する上で堆肥は非常に重要になってくると思うが、堆肥の増産の見通しはの問いに、昨年実績約2,800トン販売している。本年度は約3,000トンを見込んでいる。水田・園芸等を含め増産を図っていかなければと思っているとのことです。

以上、当委員会の分割付託を受けておりました令和5年度予算の審査を終了し、会計ごとに討論・採決を行うこととした。総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論もなく、採決の前に可否同数の場合は委員長裁決で決定することを確認し、起立での採決を行った。採決の結果、起立多数で、本委員会が付託を受けていた令和5年度南種子町一般会計予算、令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算、令和5年度南種子町介護保険特別会計予算、令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算、令和5年度南種子町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、町当局への申入れ事項について協議をし、次の事項について申し入れることを決定しました。

1、近年の事業量の多さに対して、技術職員（土木技師、建築技師）が少ないように感じる。技術職員の採用について、万全の配慮を要請する。

この事項について、当委員会が町当局に申し入れるべきものと決定しましたので、議長においてはよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、産業厚生委員会に付託を受けていた令和5年度南種子町一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計予算の審査の経過と結果の報告といたします。終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、総務文教委員会委員長、柳田 博君。

[柳田 博総務文教委員会委員長登壇]

○総務文教委員会委員長（柳田 博君） 令和5年度一般会計予算審査報告書。総務文教委員会委員長、柳田 博。

総務文教委員会に分割付託された、令和5年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、全委員出席の下、第1委員会室において、審査日程を3月2日木曜日と3日金曜日の2日間と決定し、分割付託表に示された区分により、関係課長・係長に出席を求め、審査を行いました。

今年度の当初予算については、統一地方選挙が行われることから、骨格予算になっているので、質疑については予算に関係する事項のみを報告し、予算額については議員各位に前もって予算書を配付していることから、報告を省略させていただきます。

また、審査に当たっては、概要説明を主管課長に、資料等内容については各係長に説明を頂きました。

企画課の審査に入り、概要説明として、本町の人口ビジョンにおける将来展望の目標達成に向けて作成した「第2期トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略」に基づき、政策目標を明確にし、政策の展開を行い、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を活用し、客観的な指標により継続的な取組・改善に努める。

宇宙開発促進事業については、ロケット打ち上げの支援対策を図り、宇宙開発事業のさらなる円滑な推進のため、関係団体と連携を図りながら要請活動をしていくなど、係ごと昨年度にも増して推進を図るとのこと。

移住・定住対策については、南種子町定住促進実行委員会や株式会社川商ハウス等との民間企業と連携し、PPP（公民連携）事業の推進を図る。昨年度に新設したデジタル推進係では、地域活性化企業人を活用し、行政と地域のデジタルトランスフォーメーションの推進を図ります。

ふるさと納税については、本町の貴重な財源となっていることから、民間ポータルサイトの出店や本町ならではの商品、特産品の開発推進を図るための予算編成とすることです。

質疑に入り、コミュニティバスの運休について、防災無線で周知しているが、理由をもっと具体的に伝えてほしい。地域の方々があまり理解できていないとの問いに、基本的にスクールバスであり、空き時間を利用しての運行なので、学校行事等によって運行時間に変更が出てきています。地域へは広報紙などを活用しながら周知していきたいと考えますとのこと。

次に、議会・監査委員室の審査に入り、概要説明として、議会は、町的意思決定機関であると同時に、町長と同じく住民に対して直接責任を負う機関である。機能と責任を果たすため、議会活動はもとより、各種研修会・調査等を通じて資質を高め、議会の活性化に努める。

監査委員室については、監査委員は、常に公正不偏の態度を保持し、秘密保持の義務を課し、監査に当たらなければならないとされている。監査機能の充実強化を図るため、各種研修会への参加など知識の向上と情報取得を図るための予算編成とすることです。

質疑は特にありませんでした。

次に、会計課の審査に入り、概要説明として、会計課は、各会計の歳計現金と所得税等の歳計外現金・基金等に関する会計事務を適正かつ円滑に実施している。公金の適正な管理運用においては、安全性の確保を図り、効率的な資金運用を行い、

関係法令等を遵守し、関係課と連携して公金の適正な収支事務を行い、公正な会計事務に努めるための予算編成とのことです。

質疑に入り、収納業務は、本町はファミリーマートのみか。また、Aコープは考えていないかとの問いに、ファミリーマートのみで南種子店、西之表店、中種子店で収納することができ、Aコープは今のところ考えていないとのことです。

次に、給食センターの審査に入り、概要説明として、学校における食育の取組を推進するとともに、南種子産の米や野菜などの地場産品の活用など、地産地消に配慮した安心でおいしい学校給食の提供に努めている。

また、学校給食費については、子育て支援・定住対策の一環として、保護者負担の軽減を図るため無償化を継続する。給食費補助については、さらなる物価高騰を考慮し、小・中学生とも1人当たり月額300円を増額し、小学生を4,600円、中学生を5,500円として算出しました。また、牛乳増量分も含め給食費補助事業全体で2,584万2,000円、前年比135万1,000円増となっている。

新しい給食センターについては、現在、資材高騰の影響により、予定していた建設費を大幅に上回ることが予想されることから、民間を活用した事業など幅広く検討していくとともに、将来の児童生徒数の動向や設置場所なども含め協議検討をしていくための予算編成とのことです。

質疑に入り、給食費の無償化について、保護者にも一部負担するべきだと思う。保護者の方々からも同様な意見を耳にする。行政が行っている補助内容を保護者が認識していない。町の財政状況、新しい給食センター建設なども含め、町PTA連絡協議会や保護者へしっかりと説明していただきたいとの問いに、近年では、無償化は当たり前、また当然のようになってきている。緊急時の給食などでも様々な意見を耳にする。給食運営協議会でも申し上げていて、学校を通じて、栄養士の食育の授業などでも保護者への周知を行っているとのことです。

次に、管理課の審査に入り、概要説明として、教育の振興については、宇宙のまち教育振興計画に基づき、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指し、活力ある教育の振興を図る。

学校教育では、社会の目まぐるしい変化の中、知・徳・体の調和の取れた生きる力を備え、伝統と文化を尊重し、地域社会づくりに貢献できる人材の育成に努める。

28年目を迎える宇宙留学生について、里親留学24人、家族留学20家族30人、親戚留学2家族2人の合計56人を受け入れて、里親の資質向上など宇宙留学制度のさらなる充実を努めるための予算編成とのことです。

質疑に入り、当委員会の所管事務調査で学校施設等の調査を実施したときの学校

営繕要望の執行率はどの問いに、緊急性があつて修繕要請が来たものについては終了している。終了していないものについては、補正予算の繰越事業の中でもありましたとおり、授業等に支障のない範囲で早めに対応することとしているとのことです。

次に、税務課の審査に入り、概要説明として、町税は本町の重要な自主財源であり、適正な課税客体の把握と適正な課税を基本として税込確保に努める。しかし、コロナ禍の影響により、飲食店、宿泊業への影響が懸念される。農業関係では、水稲、でん粉用甘しょ、畜産など大きく減収となっているが、さとうきびに関しては売上げを伸ばしている。現在、住民税・所得税の確定申告中であり、適正な所得の把握及び課税に努めている。

令和5年度は、農業関係の減収や法人税の引下げなどの要因はあるが、固定資産税において、JAXA・関連企業の償却資産が大きく伸びており、前年度を上回る予算計上をしているとのことです。

質疑は特にありませんでした。

次に、選挙管理委員会の審査に入り、概要説明として、令和5年度も引き続き選挙に携わる関係者の資質向上と選挙の公正な執行、明るい選挙啓発に努める。5年度は統一地方選挙の年で、任期満了に伴う県議会議員選挙を4月9日に、町長・町議会議員選挙を4月23日に執行するための予算編成とのことです。

質疑に入り、令和5年度選挙により議会議員選挙にも供託金が必要か。また、選挙の公費負担について内容はどの問いに、供託金は町長が50万円、議会議員が15万円です。選挙公費については、選挙運動用のビラ・ポスター、自動車の借り上げ料、燃料費などが該当になります。事前に申請をして、適正な請求があつたものについて支払うこととなるとのことです。

次に、総務課の審査に入り、概要説明として、予算編成の基本方針としては、町長が提案理由で申し上げたように、国は、経済再生に向けた持続可能で一番高い成長経路に乗せていくことを目指すとしておりますが、地方財政の状況は、依然として国の施策により影響を受け、厳しい環境下であります。その中でも、健全財政運営を図りながら、真に必要と認められる行政需要に対応するため、重要的かつ効果的・効率的な施策の展開に努めることとし、統一地方選挙の年であることから、骨格予算としての予算を編成をしている。歳入については、税込の確保、国・県支出金や有利債などの活用など、引き続き財源確保に努める。また、総務課は役場全体を総括して指導する職責もあり、常に行財政執行、指導監視を強化し、職員の能力により自治体間・地域間に格差が生じないように、職員の企画力の向上など各種研修事業等、充実強化を図っていくための予算編成とのことです。

質疑に入り、正規職員の条例で定めている定数はとの問いに、町条例で定める職員定数は144名です。現在の一般会計に係る総職員数は108名ですとのことです。

次に、社会教育課の審査に入り、概要説明として、基本方針として、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目標として、生きがいとぬくもりに満ちた活力あるまちづくりを目指し、社会教育の推進を図り、文化財の保護・活用と芸術文化の振興に努める。重点施策として、第1に生涯学習の推進、第2に社会教育の推進、第3に社会体育の推進、第4に芸術文化の振興と文化財の保存活用などの推進強化を図るための予算編成とのこと。

質疑に入り、中央公民館の屋内運動場が現在使用できない旨の貼り紙があるが、新年度修繕等の予算計上はされているのかとの問いに、中央公民館屋内運動場は、建築年数54年と耐用年数を相当経過しており、今まで修繕・補修しながら使用してきたが、補修箇所も多く、見積もると相当な高額になることから、国の補助事業や再編交付金を活用して、解体も視野に入れながら検討中でありますとのこと。

以上で、当委員会の分割付託を受けておりました令和5年度南種子町一般会計予算についての審査を終了し、討論・採決を行うこととした。総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論もなく、採決の前に可否同数の場合は委員長裁決で決定することを確認し、起立での採決を行った。採決により起立多数で、本委員会に付託を受けた令和5年度南種子町一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、町当局への申入れ事項について協議しましたが、本予算は骨格予算であることから申入れ事項なしということに決定いたしました。

以上で、総務文教委員会に付託を受けた令和5年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果の報告といたします。

終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

これから、会計ごとに委員長報告について質疑を行います。

初めに、議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 両委員長には、報告お疲れさまでございました。産業厚生委員長に1点だけ質疑をさせていただきます。

食料品は健康のイである。そういった言葉を耳にしたことがあります。委員長報告のとおり、有機農業の取組を活性化して努力していくということでもございましたのでお尋ねですが、有機農産物の生産、振興、普及に努力しながら、地産地消という観点から学校給食へのそうした有機栽培農産物の供給について、今後供給していくとか協議していくという説明や質疑はなかったかどうかお尋ねします。あった、

なかったで結構でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 産業厚生委員会委員長、名越多喜子さん。

○産業厚生委員会委員長（名越多喜子さん） 予算委員会の中ではございませんでした。一応説明どおりということで了解はしていただきました。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第15号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第16号令和5年度南種子町介護保険特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第17号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、会計ごとに討論、採決を行います。採決は起立により行います。

議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第14号令和5年度南種子町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第15号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第15号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第15号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第16号令和5年度南種子町介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第16号令和5年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第16号令和5年度南種子町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第17号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第17号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第17号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第18号令和5年度南種子町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第6 発委第1号 南種子町議会の個人情報の保護に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、発委第1号南種子町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗議会運営委員会委員長登壇]

○議会運営委員会委員長（塩釜俊朗君） 発委第1号南種子町議会の個人情報の保護に関する条例制定について、別紙のとおり、地方自治法第109条及び南種子町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

提出日は、令和5年3月16日。提出者は、議会運営委員会委員長、塩釜俊朗であります。

本条例は、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、地方公共団体には改正後の法律により全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、議会については、改正法の適用除外とされたことから、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める必要があるため、制定しようとするものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。

議案書の1ページ目をお願いをいたします。本条例は、第1章の総則から第6章罰則までの全6章57条の条文と附則で構成されております。

第1章総則は、1ページから3ページまで、第1条から第3条までで構成されており、この条例の目的や用語の定義、議会の責務を定めております。

第2章個人情報等の取扱いは、3ページから6ページ、第4条から第16条までで構成されており、個人情報を適切に取り扱うため、個人情報の保有制限などを定めております。

第3章個人情報ファイルは、6ページから7ページまで、第17条のみで、議会が保有している個人情報ファイル等に関する帳簿の作成などを定めております。

第4章開示、訂正及び利用停止は、8ページから15ページまで、第18条から第46条までで構成されており、保有個人情報についての取扱いに関する実効性を確保するため、本人関与の仕組みとして、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續やその決定に不服がある場合の審査請求の手續などを定めております。

第5章雑則は、15ページから16ページまで、第47条から第52条までで構成されており、条例の施行状況の公表や条例の施行に関し必要な事項を定めることを議長に委任することなどを定めております。

第6章罰則は、16ページ、第53条から第57条までで構成されており、正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供したり、職務の用以外に供する目的により個人情報を収集したりした職員や不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則を定めております。

附則については、この条例は、令和5年4月1日から施行することを定めております。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号南種子町議会の個人情報の保護に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 委員長報告（産業厚生委員会・所管事務調査）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、委員長報告の件を議題とします。

産業厚生委員会の所管事務調査の報告について、産業厚生委員会委員長の報告を求めます。産業厚生委員会委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子産業厚生委員会委員長登壇]

○産業厚生委員会委員長（名越多喜子さん） 産業厚生委員会所管事務調査報告書。産業厚生委員会委員長、名越多喜子。

令和4年度所管事務調査の経過と結果の報告をいたします。

調査事項は、有機農業に関する調査及び基腐病の実態調査についてであります。

令和4年10月28日、委員全員出席の下、委員会を開催し、調査の日程等について局長より説明を受けた。日程として、委員会室において、総合農政課長及び農業振興係長により有機農業に関する本町の取組状況及び基腐病の状況について概要説明を受けた後、現地調査及び視察に行くこととした。

まず、総合農政課長より南種子町有機農業推進協議会資料やみどりの食料システム戦略資料を基に、現在の取組や今後の方向性について、概要説明を頂いた。その後、農業振興係長により令和4年度サツマイモの基腐病発生状況及びサツマイモの生産対策協議会資料により説明を受けた。その後、課長及び係長にも同行を頂き、現地調査及び視察を行った。

まず、長谷地域にある旧南種子町森林組合事務所跡地に設置されている鹿児島有機農業生産組合事務所と栽培圃場を視察した。事務所では組合員が対応してくださり、設立してからの状況、現在の進捗状況等の説明を受けました。栽培圃場ではカボチャの栽培をしており、生育状況はよいとのことでした。

次に、荃永上里地域にあるサツマイモ基腐病の残渣処理場を視察した。処理場では、毎週月曜日9時から12時までを受入れ時間としているとのこと。農家からは被害が大きいと聞く割には、処理場に持ち込まれる量が少ないのではないかと感じた。受入れ時間の問題等、改善すべきことがあるのではないかと感じました。

その後、上中焼野にある薫蒸処理施設を見学し、課長より説明を受けた。

最後に、西之・木原地域のサツマイモ栽培圃場を視察し、状況を確認した。圃場の一部で発生して、日に日に広がっているようで、早めの収穫を指導するとのことでした。調査を終了し、総括を行い、次の事項について町当局へ申し入れることを決定した。

1、有機農業の継続推進及び基腐病対策について継続することを要望する。

当委員会から当局へ申し入れるべきものと決定した事項について、議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、産業厚生委員会の所管事務調査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、産業厚生委員会の所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第8 委員長報告（自衛隊施設誘致調査特別委員会）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、委員長報告の件を議題とします。

南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の所管事務調査の報告について、南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会委員長の報告を求めます。南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会委員長、濱田一徳君。

[濱田一徳自衛隊施設誘致調査特別委員会委員長登壇]

○自衛隊施設誘致調査特別委員会委員長（濱田一徳君） 南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会委員長報告。委員長、濱田一徳。

1、南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会設置の経緯。

令和3年2月15日に南種子町商工会等が中心となり、民間組織である南種子町自衛隊施設誘致推進協議会が発足したことに伴い、議会としても官民一体の誘致活動を行うべきとの多数意見から、議長が南種子町自衛隊施設誘致推進協議会の役員として参加することとなった。それに伴い、議会としても特別委員会を発足させ、誘致活動に対する調査活動を行うべきではないかとの多数意見から、令和3年9月定例会において、南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会を設置するに至った。

2、委員会開催と南種子町自衛隊施設誘致推進協議会からの要請に対する協議。

令和3年9月22日第1回目の委員会を開催し、委員長、副委員長の選出を行い、第2回目の令和3年10月20日には南種子町自衛隊施設誘致推進協議会から要請のあった特別委員会委員長の南種子町自衛隊施設誘致推進協議会役員への加入要請について協議し、今後の調査活動のためにも本要請を受け入れるべきであるとの多数意見により、南種子町自衛隊施設誘致推進協議会に委員長が加入することを決定した。

また、併せて同年11月24日から26日にかけて、南種子町自衛隊施設誘致推進協議会から瀬戸内町自衛隊施設関係視察参加要請があり協議したが、委員長の参加に反対する意見が多数を占めたため、瀬戸内町自衛隊施設視察には参加しなかった。

令和3年11月19日第3回目の委員会を開催し、議長に対して情報共有の必要性から、今後の特別委員会への出席要請を行うとともに、活動方針については、瀬戸内町自衛隊施設視察に議長に代わり副議長が参加することとなったことから、副議長の視察結果の報告を受け、活動方針を決定することとし、次回開催を11月30日臨時会終了後に開催することとして、各委員が調査内容や視察先などをまとめておくことを申し合わせた。

3、瀬戸内町自衛隊施設視察結果報告と活動方針に基づく委員会による独自視察の検討。

令和3年11月30日、第4回目の委員会を開催し、副議長より瀬戸内町自衛隊施設視察結果の報告を受けた。その内容は瀬戸内町長からの説明で、官舎などの管理作業については、自衛隊員自らが実施していること。官舎は約65世帯で地元の行事等へは積極的に参加していること。災害時などの隊員の協力については、協力をもらっていること。防衛省開催の整備事業については、分屯地へのアクセス道路が狭く、令和3年度から7年度までの計画で国の補助事業で実施している。補助率は100%であることなどの説明があった。

また、瀬戸内分屯地では、副隊長の案内で官舎の部屋を視察することができ、間取りについては3LDKであることが判明した。

質疑応答では、台風接近など行政との連携については、2名から3名の隊員が町と対応について連携を取っていること。民間の雇用については、分屯地周辺の環境整備については隊員がしていること。食堂、売店については民間がやっていること。分屯地が高台にある理由については、市街市に平坦地がなく高台の設置になっただけで、平坦地、高台は関係ないこと。分屯地の施設が全て緑色である理由は、周囲の状況から緑色になったことなどが分かった。

そのほか、奄美駐屯地に約400人、瀬戸内分屯地に約200人、家族を含めると約1,000人の自衛隊関係者が居住していること。地元出身の隊員も数十名おり、交流などの活性化に努めていること。医師、看護師も常駐していること。駐屯地の面積は約11ヘクタールであることなどが判明した。また、南種子町自衛隊施設推進協議会員として参加した柳田議員の報告では、隊員については単身赴任者が多く、特に家族の中学生については一人であること。国からの交付金については現在のところない、理由は分からないとのこと。隊員の通勤時間は30分から40分の範囲に居住していることなどの報告があった。

その後、今後の活動方針について協議した結果、自衛隊員の宿舎誘致については、馬毛島との距離関係など有事即応体制を考えた場合、現実的ではないことから、関係する附属施設の誘致が現実的であること。西之表市、中種子町との意見交換などの必要性があること。自衛隊施設の視察も必要であること。令和4年2月1日の議員研修会の折、南大隅町の自衛隊訓練場の視察、南大隅町の状況調査と鹿屋基地や大崎町などの訪問または宮崎県の新田原基地などの視察を計画したらどうか。その他、防衛省などへの要望活動をしたらどうかなどの意見が出された。

特に、南大隅町の自衛隊訓練場として、鹿屋基地視察については、九州防衛局種子島連絡所を通じて日程調整を依頼することとした。

本件については、令和3年12月7日、委員長及び副委員長が九州防衛局種子島連絡所に具体的な日程調整を要請した。

その結果、2月2日から3日にかけて、南大隅町の自衛隊訓練場、鹿屋基地などの具体的な視察日程計画が示された。

令和4年1月7日の第5回委員会において本件を協議し、全会一致で実施の方向で決定したが、その後、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、やむなく中止となった。

また、この第5回目の委員会では、議長及び特別委員会委員長が南種子町自衛隊施設誘致推進協議会とともに出張する場合の旅費の取扱いについても協議がなされ、議会費からの旅費負担とすることに決定した。

4、新年度の新たな活動方針の決定。

令和4年4月21日、第6回目の委員会を開催し、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い思うような調査活動ができなかったことを反省し、新年度の活動方針を協議した。

委員からは、自衛隊関連施設の視察研修、防衛省または九州防衛局などへ全委員で訪問して、防衛省の今後の方針などについての聞き取りなどを行うとの意見で一致した。

そのほかとして、3月19日に西之表市であった前防衛省河野統合幕僚長の講演内容について委員長が報告し、前幕僚長の講演を聴講した委員からは、有事の際の町民の避難、安全についても考える必要がある。また、防衛省の示す施設の設置場所、時期的なことについても情報を収集する必要があるのではないかなどの意見が出た。

5、委員長による沖縄県与那国島視察。

令和4年5月10日から13日にかけて、委員長が南種子町自衛隊施設誘致推進協議会とともに、日本最西端の島、沖縄県与那国島の自衛隊与那国駐屯地の視察及び与那国町長などとの意見交換会に出席した。

行政及び商工会役員との意見交換会では、町有地は売買ではなく賃貸であり、賃貸料で子供たちの給食費、スポーツ大会遠征費などに活用していること。人口1,700人のうち約200人が国家公務員で税収入が確実であること。道路などのインフラ整備が行き届いたこと。子供の複式学級は解消されたこと。隊員用の体育館、運動場が整備され、住民にも利用可能であること。家族連れも多く、飲食業も活気づいていること。デメリットは考えられないこと。自衛隊での地元雇用はあまりなく、電機補修工事や事務官の採用が若干あることなどの説明があった。また、自衛隊与那国駐屯地では、隊長から、与那国駐屯地は陸上自衛隊ではあるが、沿岸監視部隊であり、普通の自衛隊施設とは違い、戦闘機器などが隊内にはないこと。体育館、

運動場は住民にも開放し喜ばれていること。台風などの避難場所としても開放していること。地元の大きな3集落にそれぞれ宿舎をつくり、地元からも温かく迎えられていること。駐屯地のシンボルマークは地元配慮し、島を外敵から守った伝説の女神をイメージした隊章を作っていることなどの説明があった。

また、令和4年7月20日から22日にかけて、委員長が南種子町自衛隊施設誘致推進協議会とともに、熊本防衛支局、佐世保地方総監部への視察を行った。

熊本防衛支局では、南種子町自衛隊施設誘致推進協議会会長より、南種子町への自衛隊関連施設誘致要望、特に、施設建設工事、土地造成工事などへの地元業者への発注などを要望した。

この席において、南種子町へ自衛隊車両整備工場や車庫、それに伴う隊員宿舎、ヘリポート建設など決定したことの報告があった。

委員長からは、隊員10名の配置には単身赴任者より家族での赴任を希望することを申し入れた。

佐世保地方総監部では資料に基づき説明を受けたが、佐世保基地の123万平方メートルを海上自衛隊が使用し、その約3.7倍に当たる456万平方メートルが米軍に提供している施設であり、さらに共同使用している施設が16万平方メートルであることなどの説明がなされた。基地内の施設として戦艦などの停泊している倉敷岸壁を視察したが、岸壁などはよく整備されており、隊員の駐車車両、駐輪場などについても整然と整頓されていた。

佐世保市内については、米兵の姿が全く見られなかったもので、米軍人による事件などについて質問したところ、米軍内部で憲兵隊が常にパトロールをしていること。また、最近では新型コロナウイルス感染症の拡大で外出を控えているのではないかとの回答であり、住民とのトラブルなどはほとんど聞かないとのことであった。

6、全委員による所管事務調査。

令和4年8月8日から10日にかけて、九州防衛局・航空自衛隊春日基地を視察訪問し、車両整備工場、隊員宿舎の視察を行った。春日基地では種子島の施設整備に関する説明を受けた後、車両整備工場を視察した。

工場内は油汚れなど全くなく、使用済みオイルなども区分けして保管され、整備機器や整備工具類なども所定の位置に収められ清掃も行き届いていた。また、隊員宿舎についても3LDKの部屋で、宿舎の造りも付近住民と何ら代わりなく違和感はない。

7、南種子町自衛隊施設誘致推進協議会の防衛省、森山裕衆議院議員への陳情。

令和4年11月9日から11日にかけて、議長及び委員長が南種子町自衛隊施設誘致推進協議会とともに、防衛省、地元選出の森山裕衆議院議員への陳情に同行した。

陳情では、南種子町自衛隊施設誘致推進協議会及び南種子町並びに南種子町議会の連名で、森山衆議院議員及び防衛省事務次官に6項目からなる要望書を提出した。

内容としては、島間港の利活用と整備拡充。前之浜海岸、浜田海岸での訓練継続実施。宇宙作戦隊と宇宙センター及び本町との連携。公立種子島病院との協力・連携。施設建設工事・土地の造成など地元業者への発注。本町出身隊員の配置などである。

8、前記陳情報告と今後の方針協議。

令和4年11月21日、第7回目の委員会を開催し、委員長より前記防衛省、森山衆議院議員への陳情状況の報告を行うとともに、今後の取組について協議した。

委員からは、近隣市町村の再編交付金などの使途調査も行うべきではないか。町長、町執行部、推進協議会も要望活動を行っている。議会としても、地元選出国會議員、防衛省などへ要請活動を行うべきではないかなどの意見が出された。

なお、国への陳情活動を行うのであれば、この機会に常任委員会の所管事務について、農林水産省、国土交通省へ陳情も一緒に行うことを全会一致で決定した。

9、防衛省への要望書作成。

令和4年12月8日、第8回目の委員会を開催し、要望内容の検討を行った。

意見として、ヘリポート、整備工場へのアクセス道路整備に関することや日米地位協定に関すること、公立種子島病院への医師派遣、今後の工程関係など出されたが、最終的には、南種子町自衛隊施設誘致推進協議会が防衛省に提出した要望書を参考にすることを申合せ、委員長及び副委員長において素案を作成し、その後、全員で協議することとした。

令和4年12月16日に、第9回目となる委員会を開催し、防衛省に提出する要望書を協議した。その結果、馬毛島自衛隊基地（仮称）に係る要望書と題して、島民の安心・安全を確保するための説明責任は十分配慮願いたい。公立種子島病院への常駐医師派遣について御配慮いただきたい。本町出身隊員（家族を含む）の配置について御配慮願いたい。今後予定される施設計画について、本町へも格別の御配慮いただきたい。施設へのアクセス道路整備などに関しては、本町との調整にも御配慮いただきたいとの5項目を決定した。

10、防衛省への要望。

地元選出国會議員の森山裕衆議院議員事務所を介して防衛省などとの日程調整を行い、令和5年1月29日から31日にかけて、要望活動を行った。

防衛省は、木村政務次官が対応し、議長が要望書を手渡した後、委員長より要望内容の詳細を説明した。

11、結びとして。

馬毛島の自衛隊基地建設については既に工事が始まり、本町への自衛隊施設の詳細も示された。これまで官民一体となった他県の自衛隊施設視察なども行い、要望活動なども行ってきたが、今後は南種子町への施設整備などが行われる際の調査活動、再編交付金の使途などについての調査活動も必要になってくるものと思料された。

以上をもって、南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会委員長報告とする。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） これで、南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の所管事務調査に関わる委員長の報告を終わります。

日程第9 閉会中の継続調査申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第1回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 大 崎 照 男

南種子町議会議員 小 園 實 重